

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和2年2月25日（火曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 市長あいさつ	10
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第3号から議第36号まで）	16
9. 日程第5 提案理由の説明	16
10. 日程第6 報告（1件）	31
11. 散 会	32
12. 令和2年3月4日（水曜日）	35
13. 議事日程（第2号）	35
14. 開 議	37
15. 日程第1 意見書案上程（意見書案第1号）	38
16. 日程第2 提案理由の説明	39
17. 日程第3 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （意見書案第1号）	40
18. 日程第4 議案の委員会付託	40
19. 散 会	43
20. 令和2年3月25日（水曜日）	47
21. 議事日程（第3号）	47
22. 開 議	53
23. 日程第1 議案の訂正（議第3号の訂正）	53
24. 日程第2 訂正理由の説明	53
25. 日程第3 訂正の採決（議第3号の訂正）	54
26. 日程第4 委員長報告	54
27. 総務委員長報告	54
28. 建設経済委員長報告	64
29. 文教厚生委員長報告	72

30. 日程第 5	質疑・議員間討議・討論・採決（議第 3 号から議第 3 6 号まで、 令和元年陳第 5 号）	87
31. 日程第 6	決議案上程（決議案第 1 号）	100
32. 日程第 7	提案理由の説明	100
33. 日程第 8	決議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （決議案第 1 号）	101
34. 日程第 9	閉会中の継続審査の件	103
35. 日程第 1 0	委員長報告	104
36.	金栗四三地域創造戦略特別委員長報告	104
37. 日程第 1 1	質疑・採決	106
38. 日程第 1 2	市長提出追加議案上程（議第 3 7 号）	107
39. 日程第 1 3	提案理由の説明	108
40. 日程第 1 4	議案の委員会付託	109
41. 日程第 1 5	委員長報告	110
42.	総務委員長報告	110
43.	建設経済委員長報告	111
44.	文教厚生委員長報告	112
45. 日程第 1 6	質疑・議員間討議・討論・採決（議第 3 7 号）	113
46. 日程第 1 7	決議案上程（決議案第 2 号）	114
47. 日程第 1 8	決議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （決議案第 2 号）	114
48.	閉 会	117
49.	署 名 欄	118

令和2年第2回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 2月25日から3月25日までの30日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	25	火	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告
2	26	水		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
2	27	木		休 会	
2	28	金		休 会	
2	29	土		休 会	(市の休日)
3	1	日		休 会	(市の休日)
3	2	月		休 会	
3	3	火		休 会	
3	4	水	午前10時	本会議	意見書案審議 議案の委員会付託
3	5	木		休 会	
3	6	金		休 会	
3	7	土		休 会	(市の休日)
3	8	日		休 会	(市の休日)
3	9	月		休 会	
3	10	火	午前10時	委員会	総務委員会
3	11	水	午前10時	委員会	総務委員会
3	12	木	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	13	金		休 会	
3	14	土		休 会	(市の休日)
3	15	日		休 会	(市の休日)
3	16	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	17	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	18	水	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	19	木		休 会	
3	20	金		休 会	(市の休日)
3	21	土		休 会	(市の休日)
3	22	日		休 会	(市の休日)
3	23	月		休 会	
3	24	火		休 会	
3	25	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

2月25日 (火)

令和2年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和2年2月25日（火曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第3号から議第36号まで)
- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第8号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第9号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第10号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
- 議第12号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第14号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第15号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第16号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第17号 令和2年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

議第25号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について

議第29号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 普通財産の無償貸付けについて

議第35号 普通財産の無償貸付けについて

議第36号 財産の処分について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（1件）

報告第4号 専決処分の報告について 専決第2号

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第3号から議第36号まで）

議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議第 8 号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 9 号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 10 号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 11 号 令和 2 年度玉名市一般会計予算
- 議第 12 号 令和 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 13 号 令和 2 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 14 号 令和 2 年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 15 号 令和 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 16 号 令和 2 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第 17 号 令和 2 年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 18 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第 19 号 令和 2 年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第 20 号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 21 号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 22 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 23 号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 24 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 25 号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 26 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 27 号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 28 号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について
- 議第 29 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30 号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32 号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 33 号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 普通財産の無償貸付けについて

議第35号 普通財産の無償貸付けについて

議第36号 財産の処分について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告(1件)

報告第4号 専決処分の報告について 専決第2号

散 会 宣 告

出席議員(20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉田 真樹子 さん
3番	吉田 憲 司 君	4番	一瀬 重 隆 君
5番	赤松 英 康 君	6番	古奥 俊 男 君
7番	北本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松本 憲 二 君	10番	徳村 登志郎 君
12番	西川 裕 文 君	13番	嶋村 徹 君
14番	内田 靖 信 君	15番	江田 計 司 君
16番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正 治 君
19番	作本 幸 男 君	20番	森川 和 博 君
21番	中尾 嘉 男 君	22番	田畑 久 吉 君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局職員出席者

事務局 長	松本 留美子 さん	事務局 次長	荒木 勇 君
次長 補佐	松野 和博 君	書 記	古閑 俊彦 君
書 記	入江 光明 君		

説明のため出席した者

市 長	藏原 隆 浩 君	副 市 長	村上 隆 之 君
総務部長	西山 俊 信 君	企画経営部長	水本 明 子 さん
市民生活部長	村崎 信 介 君	健康福祉部長	竹村 昌 記 君
産業経済部長	松本 忠 光 君	建設部長	前田 慎一郎 君

企業局長 松本優一君
教育部長 西村則義君
会計管理者 二階堂正一郎君

教育長 池田誠一君
監査委員 元田充洋君

午前10時01分 開会

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、令和2年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。

また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期、定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

多田隈啓二君、松本憲二君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月18日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月25日までの30日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの30日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

令和2年第2回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

す。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、審議を進めていただきまことに對し、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会には令和2年度予算案を初め、令和元年度補正予算案などの議案を御提案いたしております。御審議をお願いするに当たり、提案理由と市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきますとともに、予算案に計上しております主要事業について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様に対し、御説明申し上げ御理解と御協力をお願いするものでございます。

まず、去年の暮れから今年に入り、中国を中心に、肺炎を引き起こす新型コロナウイルスが記録的な猛威を振るい、中国本土で感染者が7万7,000人にも達し、死亡者数も2,500人を上回ったとの報告がされており、日本国内においても、徐々に感染者の数がふえている状況にあります。

そのような中、2月10日には、福岡県でも感染者が確認され、また、熊本市内でも本日現在で4名の方の感染が確認されております。そこで、福岡県で確認されたことを踏まえて、熊本県北の玄関口として、新玉名駅を有し、福岡との人口交流が多い本市といたしましては、万全の体制を取るために、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、今後の対応について、協議をいたしました。その結果、一昨日開催を予定しておりました「玉名いだてんマラソン2020」「横島いちごマラソン大会」でございますが、今後の感染拡大防止の観点から、苦渋の決断ではありますが、やむなく大会を中止するという判断をいたしました。また、3月8日に実施予定でありました、「金栗杯玉名ハーフマラソン大会」につきましても、同様に中止決定いたしております。

御協力をいただきました、実行委員会の皆様を初め、市民の皆様、市議会議員の皆様、ボランティアスタッフ、そしてここまで作り上げてくれた関係各位に、心からの御礼とお詫びを申し上げる次第でございます。

そして、大会中止に御理解をいただいた選手の皆様にも、この場をお借りして、同様に御礼とお詫びを申し上げますとともに、再度仕切り直して、また来年、素晴らしい大会を提供したいと思っておりますので、楽しみにお待ちしております。

政府においては、発熱している、などの感染が疑われる人が医療機関を受診するガイドラインを策定し、マスクの着用や、手洗いの徹底など、通常のインフルエンザ対策と同様に、感染症対策に努めていただくよう、注意喚起を促しております。

いずれにせよ、これ以上感染拡大がないことを願うとともに、感染された方の一日も早い回復と、早急なワクチンの開発が進むことを願うばかりでございます。

さて、今年度を振り返りますと、NHK大河ドラマ「いだてん」の放送が昨年12月15日で終了し、大河ドラマ館も1月13日に閉館いたしました。昨年1年間は「いだ

てん」に始まり「いだてん」に終わった1年であったように思います。議員の皆様におかれましても、PR動画の作成や、各種イベント等においても「いだてん」を契機とした情報発信に市と一体となって取り組んでいただき、心より感謝申し上げます。また、一旦、放送は終了いたしました。今年4月からオリンピック開幕前の7月まで、「いだてん」が再放送されるということをお伺いしております。大河ドラマ終了の翌年に再放送されるということは、異例のことでありまして、このチャンスを生かして、金栗先生のレガシーを広く情報発信し、玉名市のPRを継続してまいりたいというふうに考えております。また、地域情報化推進事業といたしまして、光ブロードバンド未整備地域への基盤整備事業も本年度末での完了、これまでインターネットの光回線を利用できなかった地域の皆様に、ようやく光回線を御利用いただけることとなり、情報基盤の格差解消ができたものと思います。さらには、新玉名駅周辺整備計画の策定、高齢者の日常生活の移動手段の確保として、睦合校区、豊水校区へのしおかぜタクシー、いちごタクシーの運行エリアの拡大、民間事業者が行なう産業用地の開発に対して産業用地インフラ整備負担金や産業用地開発支援事業奨励金の創設。また、小中学校トイレの洋式化なども継続して推進してまいりました。「いだてん」を契機とした、箱根町、東京都文京区との相互協力についての連携協定、筑波大学との連携協定、東京2020オリンピックに向けた、アンゴラ共和国女子ハンドボールチームのホストタウン登録なども行ない、今後の交流事業にも力を入れてまいりたいと考えております。

そして、市民会館建設も順調に進み、予定どおり6月にはオープンをいたします。玉名市民の文化、芸術の拠点として、大いに活用していただきたいというふうに思っております。また、先週の土曜日には小天東小学校の閉校式が執り行なわれました。新型コロナウイルスの影響で、縮小はされましたが、小天東小学校の歴史の中で培われてきた、子どもたち、地域の皆様、先生方の熱い思いの詰まった、感動的な閉校式でございました。当然のことながら、一抹の寂しさはございますが、4月からは、小天東小学校の児童として、多くの先輩、後輩、先生方、地域の方々と新しい歴史をつくってほしいと心から願っておるところであります。

そして、手前味噌になるかもしれませんが、市職員が自ら橋梁メンテナンスのDIYを構築し、橋梁維持費歳出の削減に大きく貢献し、全国に注目をされ、国土交通省のインフラメンテナンス大賞を受賞するという栄誉を受け、私も誇りに思うところでございます。玉名はもっと輝ける、10年ビジョンのまちづくり、これを信念として、一つ一つを丁寧に、一つ一つに責任を持って取り組み、議員各位はもちろんのこと市民の皆様にご理解をいただけるよう、今後も職員一丸となって努力してまいります。

全ての市民が笑顔で暮らせるまちの実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

それでは令和2年度当初予算案について御説明いたします。

まず、国における地方財政の見通しですが、経済の先行きについては、内需を中心とした景気回復が見込まれ、また、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増加が見込まれる一方、先行きリスクとして、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。地方は公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため、国は、地方財政対策として、近年の豪雨や台風等による災害が相次いだことを受け、緊急浚渫推進事業費(仮称)を創設し、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充を行なうとともに、森林整備を促進する森林環境譲与税を増額し計上されているところです。また、普通交付税等の一般財源総額については、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行なうことができるよう、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保し、地方財政への対応を行なうこととされています。

このような中、本市の令和2年度の当初予算は、地方交付税の合併算定替による縮減、社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設の更新などにより、極めて厳しい財政状況のもと、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、行財政改革の確実な実施、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の見直しを行なうことを、これを念頭に予算編成を行ないました。また、市総合計画及び新市建設計画に基づき、優先的・重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、「笑顔をつくる10年ビジョン」の基本目標の達成に向け、市民生活の安定・まちづくりの充実・行政運営の進化この3つの取り組みを推進し、その実現に向けて優先度の高いものから着手していくことといたしました。

この結果、令和2年度玉名市一般会計予算案は、322億4,800万円となり、前年度と比較しまして5.7%の減となりました。主な理由としましては、市民会館建設事業や防災行政無線整備事業等が完了することにより普通建設事業費が減少するためでございます。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、「笑顔をつくる10年ビジョン」の三原則に沿って重点化した事業を中心に御説明いたします。

まず、1つ目の原則「市民生活の安定」の分野であります。1点目の地域公共交通対策事業につきましては、人口の減少やマイカーの普及による、公共交通利用者の減少、深刻なバス運転士不足など、公共交通を取り巻く環境が大変厳しい状況にあり、交通事業者だけでは維持していくことが大変困難な状況となっております。このような状況を受け、お年寄りや学生など移動制約者の日常生活における移動手段を確保するため、市より地方バス路線維持費等補助を行ない公共交通の維持を行なっております。また、交

通不便地域の解消といたしまして、天水・河内エリアをみかんタクシー、滑石・岱明エリアをしおかぜタクシー、大浜・豊水・横島エリアをいちごタクシーに事前予約制乗り合いタクシー運行事業によって取り組んでいるところであります。

令和2年度の新たな取り組みといたしまして、梅林・小田地区に乗り合いタクシーの導入を行ないます。これは、バス路線の梅林・舟島線が廃止され、また、高齢化の急速な進展による交通弱者の移動手段の確保を含む交通不便地域対策として4月より梅林地区での実証実験を行ない、10月から梅林・小田地区での本格運行を開始するものであります。

2点目、運転免許証自主返納支援事業につきましては、近年、全国各地において、高齢ドライバーにより交通事故が多発し、多くの方が犠牲となられています。そこで、運転免許証を自主返納された方へ、バスICカードか乗り合いタクシーなどで利用可能な回数券、3,000円分を交付し、事故の未然防止と代替交通手段の利用促進を図るものでございます。

次に、2つ目の原則「まちづくりの充実」の分野であります。

1点目の担い手確保・育成事業についてでございます。農業次世代人材投資事業でございますが、農業従事者の減少と高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の確保・育成に向け積極的に取り組む必要がございます。新年度も引き続き新規就農者に補助金を支給し経営が軌道に乗るまでの支援を行なうとともに、あわせて認定農業者を支援し、担い手の確保・育成と経営の高度化や多角化による経営安定化を図ってまいります。また、農業の持続的発展を確保しつつ食料の安定供給を図っていくため、農産物の生産、農業経営の開始・改善に必要な農業用機械・設備等の導入に対し、担い手づくり支援事業補助金を交付し担い手や経営体などの支援をいたします。

2点目の地場企業支援奨励金についてでございますが、現在の支援制度は誘致企業に対するものや事業業種を変更する場合に限られておりました。この新たな地場企業支援奨励金は、市内事業者が事業拡大を行なう際に、施設・設備の整備に係る固定資産に対し支援する設置奨励金、用地取得に対し支援する用地取得奨励金・新たな雇用拡大に対し支援する雇用奨励金、公共下水道の未整備地区における浄化槽設置に対し支援する合併処理浄化槽設置補助金を行なうことにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るものでございます。

3点目の新玉名駅周辺整備事業でございます。今年度、新玉名駅周辺の開発を具体的に示すため、地権者や事業者に対するアンケートの実施や文化財の確認調査など、開発を進めていく上で必要な事前調査を行なってまいりました。現在、担当課を中心に、今後の整備計画について、具体的な検討を行なっている状況でございます。また、民間開

発の誘導も含めまして、整備計画区域において市がどのような形で開発を効果的に効率よく進めることができるのか検討を重ねてまいります。

次に、3つ目の原則「行政運営の進化」の分野でございます。

天水中学校区における学校規模適正化事業により、先に述べましたように、令和2年4月より小天小学校と小天東小学校が統合いたしますが、今後は、学校跡地の民間活用等を目指すものでございます。

また、オリンピックキャンプ誘致推進事業でございますが、本市がホストタウンとなっておりますアンゴラ共和国の女子ハンドボール選手を初めとする選手団が本年6月30日より14日間にわたり、事前キャンプを行なわれる予定です。この、事前キャンプにかかる経費及びアンゴラ共和国の選手団との交流費用といたしまして、オリンピックキャンプ誘致実行委員会負担金などを計上いたしております。

次に、岱明町公民館建設事業でございます。

平成31年2月の臨時議会後、岱明町公民館建設事業については、一度原点に戻り検討を始め、岱明町公民館建設と岱明ふれあい健康センター利活用や運営を含めた議論を交わし、現地建てかえ案、ふれあい健康センター隣接案、ふれあい健康センター併設案の3案を軸に、関係各課で協議を行ない、3案の事業概要などを算出し、さまざまな角度から検討し、早期建設に向けて精査を行ないました。また、同時に、市民の方々には岱明町公民館で行なわれる各種イベントの場などで、同建設事業についての経過報告や意見の聴取をその都度行なってきたところです。その結果として現地建てかえ案は、利用者の要望や市民の意見を反映していることを前提として、総合的に考え、現地建てかえ案が良案と判断し、令和元年8月30日に開催されました有明海沿岸道路及び公共施設建設調査特別委員会で現在までの進捗を報告させていただいております。また、令和元年11月8日に岱明町公民館において「岱明町公民館建設事業及び岱明ふれあい健康センター運営に関する検討経過説明会」として意見交換会を開催したところです。この意見交換会で市民の皆様からは、現地建てかえ案で早急な建設に着手してもらいたい、昨今の台風や豪雨などの異常気象に備えた災害避難所機能も含めた公民館の整備など、多くの意見をいただいたところでございます。岱明ふれあい健康センターの運営についても、今後も市民に丁寧な説明を行ないながら進めていくことで御理解をいただきました。現在の岱明町公民館の老朽化は著しく、耐震性も不足しており、一刻も早く建てかえることは重要な課題であると認識しており、建設工事基本設計及び実施設計業務を計上しているところでございます。

以上、令和2年度当初予算案につきまして主なものを御説明申し上げましたが、あわせて令和元年度補正予算案も提案いたしております。

令和元年度補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、

国の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づく令和元年度補正予算に対応した予算を計上しております。

概要といたしまして、国は国民の安心・安全を確保するため「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の取り組みをさらに強力に推進するものなどを柱に総額3兆1,945億7,100万円の補正予算を成立させ、国・地方を挙げて経済対策の迅速かつ円滑な実施を図る必要があるとしております。

本議会に予算計上しております国補正予算関連につきましては、TPP11等関連政策としまして、農業用機械等の導入を支援する担い手確保・経営強化支援事業補助金、自然災害リスク回避のための防災・減災対策としまして県が行なう県営海岸保全施設整備事業ほか3事業に対する負担金、新たな時代を担う人材の教育環境の整備としまして小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事の計6事業、総額で3億2,825万6,000円を計上し、着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

以上、市政運営の所信と令和2年度予算の主なもの、そして本年度の補正予算について述べさせていただきました。

議題の詳細につきましては、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、どうかよろしく御審議賜り、いずれも原案どおり御承認賜りますよう、お願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

大変お世話になります。

日程第4 市長提出議案上程（議第3号から議第36号まで）

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第36号財産の処分についてまでの市長提出議案34件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） おはようございます。

それでは、議第3号から議第10号までの補正予算及び議第11号から議第16号までの当初予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております資料でございますけれど、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

それでは、まず、今回提案いたします補正予算についてでございますが、現計予算計上後の事情の変化と令和元年度国の補正予算に関連する取り組みに対応するため、補正を行なう必要が生じたので、提案いたすものでございます。

それでは、資料1の2ページをお願いします。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,174万円を減額し、歳入歳出予算の総額を348億6,270万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、11款地方交付税は普通交付税を2億円追加するものでございます。

13款分担金及び負担金は118万円の減額、15款国庫支出金は7,028万8,000円の追加で、国の補正予算に伴います小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金などでございます。

16款県支出金は1億1,720万3,000円の減額で、農業農村整備推進交付金の減などでございます。

17款財産収入は519万9,000円の追加で、旧三ツ川小学校跡地の売り払い収入でございます。

18款寄附金は152万円の追加で、玉名荒尾教育会館の解散に伴う残余財産処理に係る寄附金、19款繰入金は6億8,659万1,000円の減額で、財政調整基金繰入金の減などでございます。

21款諸収入は3,257万3,000円の減額で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定などによるものでございます。

22款市債は2億8,120万円の減額で、地域情報通信基盤整備事業債の減などでございます。

歳出につきましては、国の補正予算関連事業としまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金ほか5件、総事業費3億2,825万6,000円を計上し、事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。なお、担い手確保・経営強化支援事業補助金及び校内通信ネットワーク整備工事については、当初予算編成時において、事業採択の年度が未定であったため、令和2年度当初予算にも計上しているところでございます。

続きまして、3ページでございます。

2款総務費は2億1,866万2,000円の減額で、光ブロードバンド基盤整備事業補助金の決定による減額などでございます。

3款民生費は1億8,398万円の減額で、伊倉隣保館大規模改修工事の減などでご

ざいます。

4款衛生費は3,985万4,000円の減額で、浄化槽設置整備事業補助金の決算見込みによる減などがございます。

6款農林水産業費は1億2,363万7,000円の減額で、生産総合(強い農業づくり交付金)事業補助金及び団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)の決算見込みによる減などがございます。

7款商工費は5,757万7,000円の減額で、プレミアム付商品券事業補助金の決算見込みによる減などがございます。

8款土木費は4億5,242万8,000円の減額で、新玉名駅周辺整備に係る事業費の減などがございます。

9款消防費は、782万3,000円の減額で、鍋地区の分団再編に伴い小型動力ポンプの整備が不要となったことなどによる減額でございます。

10款教育費は2億4,222万1,000円の追加で、国の補正予算に伴う小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事の増でございます。これは、児童・生徒のタブレット端末導入に伴い校内LANや無線アクセスポイントなどを整備するものでございます。また、35人学級編成事業の決算見込みによる減額等を行なうものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、国の補正に伴う担い手確保・経営強化支援事業ほか5件、総額で4億3,969万2,000円を追加するものでございます。

第3表地方債補正につきましては、新たに現年発生農林水産施設災害復旧事業ほか1件の限度額を設定し、地域情報通信基盤整備事業ほか15件の限度額を変更いたすものでございます。

4ページをお願いします。

次に、議第4号令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億397万7,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の1款総務費はマイナンバーに係るシステム改修費の追加に伴います歳入の調整でございます。

議第5号令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,484万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億728万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額と、これに伴います歳入の調整でございます。

次に、議第6号令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,745万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億8,064万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整などがございます。

次に、議第7号令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ256万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,786万8,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

次に、議第8号令和元年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,596万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,262万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

主な内容につきましては、基金運用における国債の売り払い利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、議第9号令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について400万円を減額し、総額を8億1,195万6,000円とし、支出について400万円を減額し、総額を8億270万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は受託工事費の減額などがございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について7,421万4,000円を減額し、総額を1億6,677万6,000円とし、支出について8,000万円を減額し、総額を5億2,766万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は企業債の減額、支出は建設改良費の減額などがございます。

7ページでございます。

第4条企業債の補正につきましては、水道事業の限度額を変更いたすものでございます。

次に、議第10号令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億1,000万円を減額し、総額を15億4,908万3,000円とし、支出について1億1,847万3,000円を減額し、総額を15億1,481万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は新玉名駅周辺整備に伴う下水道整備受託料の減額、支出は新玉名駅周辺整備に伴う下水道工事請負費の減額などでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について5,990万円を減額し、総額を5億2,365万7,000円とし、支出について8,880万2,000円を減額し、総額を10億5,756万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、支出の施設建設費の決算見込みによる減額と、それに伴う歳入の調整でございます。

8ページをお願いいたします。

次に、第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更いたすものでございます。

続きまして、令和2年度当初予算について御説明申し上げます。資料2の2ページをお願いいたします。

上段に令和2年度玉名市当初予算案ということで示しておりますけれども、その大きな2番の当初予算編成の基本的な考え方でございます。これは先ほどの市長のあいさつの中にもございましたけれども、中段からになります。

市総合計画及び新市建設計画に基づき、優先的・重点的に実施する施策を積極的に推進しつつ、「笑顔をつくる10年ビジョン」の基本目標の達成に向け、市民生活の安定・まちづくりの充実・行政運営の進化の3つの取り組みを推進し、その実現に向けて優先度の高いものから着手していくことといたしているところでございます。

それでは、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を322億4,800万円とするもので、これは前年度に比べ5.7%、19億6,000万円の減でございます。

まず、歳入につきましては、1款市税は前年度から1.4%増の69億5,880万1,000円を計上しており、主なものは個人市民税で退職所得の減などにより390万円減の25億3,490万円、法人市民税で新税率適用に伴う減収分などを見込み4,960万円減の4億5,380万円、固定資産税は木造家屋の増加と中小企業の設備投資の

やや上向き傾向、それから、在来資産の減価を考慮し1億6,863万8,000円増の31億1,550万円などでございます。

2款地方譲与税から3ページの11款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の令和元年度収入見込み及び普通交付税の合併算定替削減を勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で1億7,550万円の増でございます。

また、6款法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置としまして、県税でございます法人事業税の一部を市町村に交付する制度が創設されたものでございます。

3ページをお願いいたします。

12款交通安全対策特別交付金は対前年度比12.5%減の700万円、13款分担金及び負担金は、対前年度比42.7%減の1億7,939万6,000円を計上しており、保育給付利用者負担金(保育料)の1億1,374万3,000円などでございます。

14款使用料及び手数料は、対前年度比2.5%増の3億650万9,000円を計上しており、住宅使用料1億7,105万2,000円、戸籍住民基本台帳手数料2,971万円などでございます。

15款国庫支出金は、対前年度比4.9%減の45億2,783万2,000円を計上しており、障害者自立支援給付費負担金7億5,777万5,000円、子どものための教育・保育給付費負担金11億1,536万1,000円、生活保護費負担金7億1,662万5,000円などでございます。

16款県支出金は、対前年度比5.4%減の30億973万円を計上しており、障害者自立支援給付費負担金3億7,888万7,000円、子どものための教育・保育給付費負担金5億2,475万5,000円などでございます。

17款財産収入は、対前年度比0.1%減の3,494万7,000円、18款寄附金は、対前年比454.5%増の6億1,000万1,000円でふるさと寄附金などでございます。

19款繰入金は、対前年度比21.3%減の22億4,039万5,000円、これは主に合併特例債の償還に対応するための減債基金繰入金3億円、高齢者の方などの在宅福祉の充実等に要する経費の財源として社会福祉振興基金繰入金3億円、本予算の財源調整として財政調整基金15億9,855万7,000円を繰り入れるものです。

21款諸収入は、対前年度比5.5%増の4億8,003万1,000円を計上しており、中小企業振興預託金元金収入1億2,700万円などでございます。

22款市債は、対前年度比38.4%減の26億5,740万円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款議会費は、対前年度比 4.2%増の 2 億 4,290 万 8,000 円。

2 款総務費は、対前年度比 36.9%減の 34 億 8,696 万 9,000 円を計上しております。主なものは、ふるさと納税推進事業として 4 億 1,488 万 7,000 円、基幹業務システム更新業務委託及び業務用パソコン等の更改事業として 3 億 7,957 万 1,000 円で、平成 27 年度に更新を行なったサーバ等機器の保守期限到来による更新経費などがございます。このほか、定住促進事業 5,420 万 4,000 円、地方バス路線維持費等補助金及び乗り合いタクシー運行に係る経費等で 1 億 4,843 万 1,000 円などを計上しております。

3 款民生費は、前年度とほぼ変わらず 126 億 8,665 万 9,000 円を計上しており、主なものといたしまして、障害者介護給付・訓練等給付事業 15 億 55 万円、私立保育園運営費負担金 16 億 4,939 万 7,000 円、本年 1 月に閉館しました大河ドラマ館を玉名第 1 保育所仮園舎として使用するための借上料等 9,967 万円などがございます。

4 款衛生費は、対前年度比 1.3%増の 24 億 5,227 万円を計上しており、主なものは、くまもと県北病院機構運営費負担金 5 億 4,900 万円、予防接種事業 2 億 1,272 万 6,000 円などがございます。

6 款農林水産業費は、対前年度比 0.1%増の 23 億 8,029 万 8,000 円を計上しており、多面的機能支払交付金 2 億 5,504 万 2,000 円、排水機場の整備補修や排水路の整備を行なう農業水路等長寿命化・防災減災事業 2 億 4,970 万円、滑石漁港及び大正開旧漁港のしゅんせつを行なう水産物供給基盤整備機能保全事業 3 億 7,500 万円などがございます。

5 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、対前年度比 41.3%減の 4 億 8,482 万 8,000 円を計上しており、地場企業が事業拡大を行なう際に、一定の要件を満たした場合に支援する地場企業支援奨励金 100 万円、大河ドラマ終了後も引き続き金栗先生の功績と、ふるさと玉名を全国に発信するため、金栗四三 PR 事業として 1,560 万 6,000 円を計上しているところでございます。

8 款土木費は、対前年度比 16.0%減の 24 億 5,241 万 3,000 円を計上しており、新玉名駅周辺整備事業として合意形成支援業務等で 693 万 4,000 円、岱明玉名線道路新設改良事業 2 億 9,549 万 3,000 円、通学路や歩道の整備を行なう防災・安全交付金事業 4,220 万円などがございます。

9 款消防費は、対前年度比 20.8%減の 10 億 8,318 万 8,000 円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金 8 億 4,730 万 1,000 円、消防施設整備

事業5,478万9,000円で消防小屋解体工事及び消防施設等整備補助金などでございます。

10款教育費は、対前年度比49.4%増の30億6,849万9,000円を計上しております。小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事2億9,554万5,000円、玉名中学校体育館建設事業3億1,481万円、岱明町公民館建設事業の基本設計及び実施設計業務等で4,415万3,000円でございます。

11款災害復旧費は1,027万円で永安寺東古墳墳丘地質調査等業務752万2,000円、12款公債費は、対前年度比3.1%増の38億6,969万7,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

次に、第2表債務負担行為につきましては、運転免許証自主返納支援事業ほか3件について、期間及び限度額を設定いたすものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう整備事業など全17事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第12号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を91億5,327万5,000円とするもので、これは前年度に比べ5,009万4,000円の増、率にいたしまして0.6%の増となっております。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比3.4%減の17億4,774万2,000円、4款県支出金は、対前年度比0.1%増の65億1,547万6,000円で、保険給付費に充てる普通交付金などでございます。

6款繰入金は、対前年度比0.6%減の7億3,664万5,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比0.2%減の63億9,158万7,000円、3款国民健康保険事業費納付金は、対前年度比2.4%増の25億3,808万円を計上しており、これは県が決定する納付金でございます。

次に、議第13号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を9億7,218万8,000円とするもので、これは前年度に比べ8,012万6,000円の増、率にしまして9.0%の増となっております。

まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比11.3%増の6億5,874万7,000円でございます。

8ページでございます。

これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、9億3,575万8,000円を計上しているところでございます。

次に、議第14号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を78億3,061万7,000円とするものでございます。前年度に比べ1億6,080万7,000円の増、率にしまして2.1%の増となっております。

歳入につきましては、1款保険料は、対前年度比4.9%減の13億8,639万2,000円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など13億1,426万1,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、介護サービスの利用状況などを勘案しまして、対前年度比1.8%増の72億8,134万6,000円、4款地域支援事業費は総合事業サービスの利用状況を勘案しまして、対前年比0.3%減の3億5,999万4,000円を計上いたしております。

次に、議第15号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を4,154万2,000円とするもので、これは前年度に比べ120万円の増、率にしまして3.0%の増となっております。

歳入につきましては、3款国庫支出金539万5,000円、6款繰入金1,578万1,000円などを計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費2,137万5,000円、2款事業費は浄化槽15基分の整備費等で1,618万7,000円を計上いたしております。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第16号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を8,059万9,000円とするもので、これは前年度に比べ1億8,200万4,000円の減、率にしまして69.3%の減となっており、建設工事の終了によるものでございます。

歳入につきましては、1款財産収入は1,180万1,000円、2款繰入金は基金繰入金6,879万7,000円を計上しております。

歳出につきましては、1款総務費3,580万7,000円、2款事業費としまして濁水対策施設に係る維持管理費4,479万2,000円を計上いたしております。

以上、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局長 松本優一君。

[企業局長 松本優一君 登壇]

○企業局長（松本優一君） おはようございます。

企業局、企業会計関連の議第17号から議第19号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

資料の11ページをお願いします。

議第17号令和2年度玉名市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

まず、第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数2万2,028戸、年間総給水量484万4,000立方メートル、1日平均給水量1万3,271立方メートルを予定し、主な建設事業といたしましては、田崎配水池築造工事及び水源地電気設備工事等を予定しております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入といたしまして、水道事業収益8億4,781万円で、支出といたしましては、水道事業費用7億6,842万円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして、7億8,347万円で、支出といたしましては、12億219万2,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第6条、企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を7億7,020万円に定めるものでございます。第7条、一時借入金の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

次に、議第18号令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

まず、第2条、業務の予定量につきましては、排水件数1万3,800件、年間総排水量369万1,000立方メートルを予定し、主な公共下水道の事業といたしまして

は、管渠、ポンプ場及び下水処理場の建設改良費で6億1,579万1,000円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入といたしまして、公共下水道事業収益15億3,930万7,000円で、支出といたしましては、公共下水道事業費用15億1,822万4,000円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入といたしまして、5億1,223万5,000円で、支出といたしましては、11億2,376万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第6条、企業債につきましては、建設改良費に伴う起債の限度額を3億690万円に定めるものでございます。第7条、一時借入金の限度額は、10億円と定めるものでございます。第10条、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億8,878万6,000円の補助を受けるものでございます。

13ページをお願いします。

次に、議第19号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、排水件数1,678件、年間総排水量59万9,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水の事業といたしましては、農業集落排水施設整備費で3,044万4,000円を予定しております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入といたしまして、農集事業収益3億8,914万8,000円で、支出といたしましては、農集事業費用3億9,835万1,000円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入といたしまして、1億684万4,000円で、支出といたしましては、2億3,645万3,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。第9条、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から2億9,140万9,000円の補助を受けるものでございます。

以上、令和2年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会において御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第20号から議第36号まで、17件の議案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。1ページをお開きください。

議第20号玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方自治法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、法律の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じますことから、その整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第21号玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、行政手続きなどにおける情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、条例中で引用しております法律の名称が改正されるとともに、条ずれが生じたことから、これらの整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第22号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市伊倉ふれあいセンター運営審議会等を設置し、並びに玉名市土地改良事業換地委員会及び玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を廃止するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、伊倉ふれあいセンターの運営方針について審議する玉名市伊倉ふれあいセンター運営審議会など、6つの附属機関を新たに設置するため、名称、所掌事項、事務の内容等の必要な事項を定めるとともに、所掌事務が終了した2つの附属機関を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第23号玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その任用形態や任用手続きに応じて、任命権者が定める方法により実施することができるよう、所要の改正を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議第24号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、伊倉ふれあいセンター運営審議会委員等の報酬について、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、伊倉ふれあいセンター運営審議会委員、扇崎・大野下地区を始めとする4つの地区の土地改良事業換地委員会の委員及び住宅マスタープラン策定委員会委員について、それぞれ報酬額を定めるものでございます。また、個人との業務委託または会計年度任用職員への移行に伴いまして、交通指導員、教育審議員及び博物館学芸業務嘱託員の報酬に関する規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議第25号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、熊本県学校職員の給与改定に準じて、臨時教員の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、臨時教員の給料月額を平均で0.7%引き上げる改定を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議第26号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、及び広域利用に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、法律の改正に伴いまして、条例中で引用する文言が改められましたことから、その整備を行なうものでございます。

また、市外の子どもが保育所を利用した場合の利用者負担額について、その子どもの住む市町村が定める額を使用料とする旨規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第27号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、印鑑登録資格の見直しに伴い、及びコンビニエンスストアなどにおける印鑑登録証明書の交付を実施するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、成年被後見人の権利保護の観点から、成年被後見人を一律に印鑑登録ができない者として定めていた規定を改め、意思能力を有しない者に限定するものでございます。

また、令和2年4月1日から実施を予定しておりますコンビニエンスストアなどにおける印鑑登録証明書の交付につきまして、その根拠となる規定の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第28号玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市物産観光展示場の設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。

内容としましては、玉名市物産観光展示場につきまして、物産観光展示場としての需要がないことに加え、同施設の機能を持つ類似施設として物産販売をしております観光ほっとプラザ「たまララ」、ふるさとセンターY・BOXなどがございますことから、施設を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第29号玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、道路構造令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、国が示す基準となります道路構造令におきまして、自転車通行帯に関する基準が新たに加えられましたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第30号玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市自転車等駐車場の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、駅利用者の利便性の向上のため設置しております自転車等駐車場及び道路附属物自転車駐車場につきまして、自転車等駐車場として一元的に管理・運営を行ないますとともに、新たに新玉名駅の北口広場駐輪場を自転車等駐車場として位置付けるため、所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。
また、附則第2項におきまして、玉名市道路附属物自転車駐車場条例を廃止するものでございます。

20ページをお願いいたします。

議第31号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方公務員法の一部改正に伴い、及び小天東支館の位置を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、令和2年度から支館長を非常勤特別職の職員として任用できなくなりますことから、支館長に関する規定の整備を行なうものでございます。

また、小天小学校と小天東小学校の統合により令和2年3月末をもって小天東小学校が廃止されることに伴いまして、小天東支館の位置を下有所公民館に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第32号玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地方自治法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、法律の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じますことから、その整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議第33号玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、水道法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、水道法施行令の一部改正に伴いまして、政令の規定を引用しております条例中の規定に条ずれが生じたことから、その整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。

議第34号普通財産の無償貸し付けについてでございますが、これは、地方自治法第

96条第1項第6号の規定により無償貸し付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、建物3棟でございます。貸し付け期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。貸し付けの相手方は、農事組合法人玉南東温室水耕組合でございます。

24ページをお願いいたします。

議第35号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも、地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸し付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、建物4棟でございます。貸し付け期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。貸し付けの相手方は、農事組合法人伊倉温室水耕組合でございます。

25ページをお願いいたします。

議第36号財産の処分についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、小学校跡地施設活用事業に係る公募型プロポーザルにおいて選定された活用事業者に、三ツ川小学校跡地を売却するものでございます。

処分する財産といたしましては、土地につきましては所在地が玉名市三ツ川字古浦2861番ほか4筆で、面積が1万4,321平方メートル、建物につきましては玉名市三ツ川字古浦2861番地に所在する管理・教室棟ほか7件、総面積2,891平方メートルの建物でございます。処分予定価格は520万円、契約の相手方は有限会社立願寺温泉企画でございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（1件）

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第4号専決処分の報告について、専決第2号の報告があります。

総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により

報告するものでございます。

内容といたしましては、令和元年12月10日午前9時30分ごろ、市道玉名町岩崎3号線において、相手方が運転する乗用車が、路上に生じたマンホールとの段差に接触し、マフラーが破損したものでございます。

相手方への損害賠償額といたしまして、市は80%に当たる7万2,636円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、報告の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明26日から3月3日までの7日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、明26日から3月3日までの7日間休会することに決定いたしました。

3月4日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明26日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時41分 散会

第 2 号

3 月 4 日 (水)

令和2年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 意見書案上程

（意見書案第1号）

意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（意見書案第1号）

意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

日程第4 議案の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 意見書案上程

（意見書案第1号）

意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（意見書案第1号）

意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

日程第4 議案の委員会付託

散会宣告

出席議員（19名）

1番 坂本公司君

2番 吉田真樹子さん

3番 吉田憲司君

4番 一瀬重隆君

5番 赤松英康君

6番 古奥俊男君

7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
20番	森川和博君	21番	中尾嘉男君
22番	田畑久吉君		

+++++

欠席議員（1名）

19番 作本幸男君

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松本留美子さん	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	松野和博君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	西山俊信君	企画経営部長	水本明子さん
市民生活部長	村崎信介君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	松本忠光君	建設部長	前田慎一郎君
企業局長	松本優一君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

○議長（中尾嘉男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

通常であるならば、一般質問日の予定でありましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴いまして、玉名市議会災害対応基本計画に基づいた議会運営委員会を3月2日に急遽招集し、協議した結果、今定例会における一般質問はすべて取りやめることと決定いたしました。あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。

ここで、本日御参集の皆様に申し上げます。

今月11日をもちまして、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から9年を迎えます。この震災で尊い命を奪われた多くの方々の無念の思いと、最愛の御家族を失われた御遺族の皆様のお気持ちを思うと、今なお、哀惜の念に堪えません。

玉名市議会といたしましては、11日が休会でありますことから、本日、ここに東日本大震災における弔意を表明することとし、議場において全員で黙祷を捧げ、追悼の意を表したいと存じます。

あわせて申し上げます。来月14日をもちまして、九州地方の広い範囲に甚大な被害をもたらしました平成28年熊本地震の発生から4年の節目を迎えます。この熊本県において、震災により、不幸にして多くの尊い命が犠牲となりましたことは、誠に痛恨のきわみであります。残された御遺族の悲しみに思いをいたしますと、やはり哀惜の念に堪えません。

玉名市議会といたしましては、本日ここに、あわせて熊本地震における弔意を表明することとし、同じく黙祷を捧げ、追悼の意を表したいと存じます。

それでは、東日本大震災及び熊本地震の両震災により犠牲となられたすべての方々に対し、謹んで哀悼の意を捧げますとともに、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷いたします。

全員御起立願います。

[全員起立]

○議長（中尾嘉男君） 黙祷。

[黙祷]

○議長（中尾嘉男君） 黙祷を終わります。

御着席願います。

[全員着席]

○議長（中尾嘉男君） 市長より発言の申し出があつておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

本日の議会に先立ちまして、議長のお許しを得て、発言の時間を賜りましたこと、議員各位に深く感謝を申し上げます。

かけがえのない多くの命が失われ、そして多くの方の人生を一変させた東日本大震災の発生から早くも9年が過ぎようとしております。現在もなお2,529の方が行方不明となっており、最愛の御家族や御親族、御友人を亡くされた方々のお気持ちを思うと哀惜の念に堪えません。また、それぞれの被災地では、いまだに4万8,000人を超える方々が避難生活を送られており、住み慣れた土地に戻れない方々も数多くおられ、震災前の生活を取り戻すことは決して容易なことではありません。

いつ何時起こるやもしれぬ大規模災害に備えるためにも、このような厳しい被害の現実を直視し、多くの犠牲のもとに得られた貴重な教訓を決して風化させることなく引き継ぎ、防災対策に生かしていくことが4年前に熊本地震を経験し、震災以前とほぼ変わらぬ日々の暮らしを営むことのできている私たち一人一人が果たさなければならない責務であるというふうに思います。

そして現在、新型コロナウイルスの感染拡大が心配されている状況であります。被災地への感染も懸念され、1日も早い修復と治療薬の開発を願うところであります。また、今年の東京オリンピック・パラリンピックは震災からの復興の五輪と位置づけられ、聖火リレーや一部競技の開催などが被災地と連携して実施されることとなっております。被災地の復興を後押しすることができる復興五輪となるよう期待するところでございます。

被災されたすべての方々が1日も早く、平穏で心身共に健康な生活を取り戻すことができるようお願い、犠牲となられた御魂の永遠に安らかならんことを改めてお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様の御平安、心から御祈念申し上げ、追悼の言葉といたします。

本日は、貴重なお時間を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1 意見書案上程（意見書案第1号）

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程いたします。

意見書案第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

日程第2 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの意見書案第1号について、提案理由の説明を求めます。

内田靖信君。

[14番 内田靖信君 登壇]

○14番（内田靖信君） おはようございます。

提案者を代表し、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症については、今後、更に感染が拡大することが想定されております。このような中、本市においては対策本部を設置し、感染拡大防止への啓発活動を行なうなど、熊本県と連携を図りながら対策を講じているところであります。

よって、国及び政府に対し、以下5項目について強く求めるものであります。

- 1、国において、正確な情報を把握し、地方自治体への迅速な情報提供を行なうこと。
- 2、患者の増加に備え、検査・入院体制の整備のための支援を行なうこと。また、医療用マスク、防護服、消毒薬等が不足している状況を踏まえ、その確保を支援すること。
- 3、国際連携を図り、新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の研究開発を速やかに進めること。
- 4、せきエチケットや手洗いなど予防方法の普及を図るとともに、全国的に不足しているマスクや消毒液の確保に向け、取り組みを進めること。
- 5、観光業や農林水産業等における風評被害対策に全力を期すとともに、中小企業等への経済的影響を十分考慮し、資金繰り対策等の支援を早急に進めること。

以上が提案理由でございますが、議員各位におかれては、意見書の提出について御賛同いただくようお願いいたします。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。
意見書案第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第3 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、意見書案第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

意見書案第1号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

意見書案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第1号新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4 議案の委員会付託

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第36号財産の処分

についてまでの市長提出議案34件を一括議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費、④衛生費〔1項保健衛生費中1目保健衛生総務費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費・第3表地方債補正）
- 議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
（総則・第1表歳入歳出予算 歳入の部・第1表歳入歳出予算 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第2表債務負担行為（1）・第3表地方債）
- 議第20号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 財産の処分について

建設経済委員会

- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑪災害復

旧費・第2表繰越明許費補正 追加、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費)

- 議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第8号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第9号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第10号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
(第1表歳入歳出予算 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費4項公共土木施設災害復旧費・第2表債務負担行為(2)(3))
- 議第15号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第16号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第17号 令和2年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第28号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について
- 議第29号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第35号 普通財産の無償貸付けについて

文教厚生委員会

- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算(第7号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費、⑩教育費・第2表繰越明許費補正 追加、⑩教育費)
- 議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

- 議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
（第1表歳入歳出予算 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費、⑪災害復旧費5項文教施設災害復旧費・第2表債務負担行為（4））
議第12号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
議第13号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
議第14号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算
議第25号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第26号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議第31号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中尾嘉男君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明5日から24日までの20日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、明5日から24日までの20日間休会することに決定いたしました。

25日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後10時45分 散会

第 3 号

3月25日 (水)

令和2年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和2年3月25日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

- 日程第1 議案の訂正
(議第3号の訂正)
- 日程第2 訂正理由の説明
- 日程第3 訂正の採決
(議第3号の訂正)
- 日程第4 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第5 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第3号から議第36号まで、令和元年陳第5号)
- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第8号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第9号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第10号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
- 議第12号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第14号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第15号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第16号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第17号 令和2年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 1 号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 3 5 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 3 6 号 財産の処分について

令和元年陳第 5 号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

日程第 6 閉会中の継続審査の件

日程第 7 委員長報告

1 金栗四三地域創造戦略特別委員長報告

日程第 8 質疑・採決

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第 1 議案の訂正

(議第 3 号の訂正)

- 日程第2 訂正理由の説明
- 日程第3 訂正の採決
(議第3号の訂正)
- 日程第4 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第5 質疑・議員問討議・討論・採決
(議第3号から議第36号まで、令和元年陳第5号)
- 議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算(第7号)
- 議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第8号 令和元年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第9号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第10号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算
- 議第12号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第14号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第15号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第16号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第17号 令和2年度玉名市水道事業会計予算
- 議第18号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第19号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第20号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

議第 2 5 号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 6 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 7 号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 8 号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について

議第 2 9 号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 0 号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 1 号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 2 号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 3 5 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 3 6 号 財産の処分について

令和元年陳第 5 号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

日程第 6 決議案上程

(決議案第 1 号)

決議案第 1 号 令和 2 年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 決議案審議 (質疑・議員間討議・討論・採決)

(決議案第 1 号)

決議案第 1 号 令和 2 年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について

日程第 9 閉会中の継続審査の件

日程第 1 0 委員長報告

1 金栗四三地域創造戦略特別委員長報告

日程第 1 1 質疑・採決

日程第 1 2 市長提出追加議案上程

(議第 3 7 号)

議第 3 7 号 令和元年度玉名市一般会計補正予算 (第 8 号)

日程第 1 3 提案理由の説明

日程第 1 4 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第15 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第16 質疑・議員間討議・討論・採決

(議第37号)

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算(第8号)

日程第17 決議案上程

(決議案第2号)

決議案第2号 玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について

日程第18 決議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(決議案第2号)

決議案第2号 玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について

閉 会 宣 告

出席議員(20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局職員出席者

事務局 長 松 本 留美子 さん 事務局次長 荒 木 勇 君

次長補佐 松野和博君 書記 古閑俊彦君
書 記 入江光明君

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	西山俊信君	企画経営部長	水本明子さん
市民生活部長	村崎信介君	健康福祉部長	竹村昌記君
産業経済部長	松本忠光君	建設部長	前田慎一郎君
企業局長	松本優一君	教育長	池田誠一君
教育部長	西村則義君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時15分 開議

○議長（中尾嘉男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針のもと、さまざまな対策を強化されていますが、市民生活においては、なお厳しい局面が続いており、予断を許さない状況下にあります。

本市においても、各業種・各業界において経済的に深刻な状況となっております。

花き小売業や生産農家の方々も、花の需要が激減し、深刻な影響が及ぼされておりますので、本日、議場にも地元の花き小売業の花を飾ることで、地域活性化の一助になればと思う次第であります。

あわせて、感染拡大の防止のため、マスクの着用を許可いたします。

日程第1 議案の訂正（議第3号の訂正）

○議長（中尾嘉男君） 日程第1、「議案の訂正」を行ないます。

今期、定例会の開会日である2月25日に、市長から提出された議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の議案1件について、市長より本日付けをもって議案を訂正したい旨の申し出がありました。

本件は、先決事件でありますので、本日の会議に先立って議題とすることにいたします。

それでは、議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の訂正の件を議題といたします。

お手元に配付しております事件の訂正請求書の朗読は、これを省略いたします。

日程第2 訂正理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第2、「訂正理由の説明」を行ないます。

ただいま議題となっております議第3号の訂正について、訂正理由の説明を求めます。
総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） おはようございます。

お手元の配付資料の事件の訂正請求書の1ページをお開き願いたいと思います。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）に関する事件の訂正請求について、御説明を申し上げます。

これは、第2表繰越明許費補正につきまして、内容の一部を訂正いたすものでござい

ます。

内容といたしましては、第2表繰越明許費補正中、国補正、校内通信ネットワーク整備工事における項の名称につきまして、1項教育総務費と表記すべきところを2項小学校費と表記し、内容にそごが生じておりますことから訂正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、訂正理由の説明は終わりました。

日程第3 訂正の採決（議第3号の訂正）

○議長（中尾嘉男君） 日程第3、「訂正の採決」を行ないます。

これより、採決に入ります。

ただいま議題となっております議第3号の訂正の諾否について、お諮りいたします。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の訂正を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第3号の訂正については、承認することに決定いたしました。

日程第4 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第4、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第36号財産の処分についてまでの市長提出議案34件、令和元年陳第5号石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

〔総務委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○総務委員長（近松恵美子さん） 今期、総務委員会に付託されました案件は、議案9件、継続審査としております陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳入歳出の総額からそれぞれ8億4,174万円を減額し、総額を348億6,270万円とするものです。補正予算の主なものは本年度事業費の決定及び決算見込みによる調整と国の補正予算に対応した担い手確保・経営強化支援事業及びその他5事業の計6事業、総額で3億2,825万6,000円の計上、また、地方債補正は、現年発生農林水産施設及び現年発生公共土木施設災害復旧事業については、昨年7月の豪雨と9月の台風による主に農道及び市道の土砂撤去に係る災害復旧事業で起債対象事業費の決定による追加であり、庁舎等整備事業ほか15事業については、主に国の補正予算に伴う事業費の追加及びそれぞれの事業の決算見込みにより限度額を変更するものとの説明があり、続いて、歳入について項目ごとの説明がありました。

まず、委員から、社会資本整備総合交付金の追加は市民会館建設に関連するものであるが建設もほぼ終了のようだが、最終的な財源の内訳は、との質疑があり、執行部から、来年度もまだ現ホール等の解体等の事業が残っていて、あくまでも見込みだが、事業費トータル38億9,000万円で、これに対し国庫交付金が8億130万円、基金が5億円、残りが一般財源26億2,800万円、この内、合併特例債を24億4,560万円発行予定である、との答弁でした。

次に、委員から、国からの交付金は見込みどおりであったか、との質疑があり、執行部から、国庫の対象額は事業費ベースで21億円、40%で上限額8億2,000万円となる。実際は8億2,000万円を割ってはいるが交付金を活用する全国の自治体が多いので8億130万円は想定内と考える、との答弁でした。

次に、委員から、浄化槽設置整備事業補助金の個人分の計画数と実績数は、との質疑があり、執行部から、当初浄化槽設置は150基を見込んでいたが、95基の決算見込みであり、令和2年度予算は補助分として、ことしの決算並みの100基を予算化している、との答弁でした。

次に、委員から、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、タブレット導入に伴うものだが、21校すべての生徒に対して、Wi-Fiなど環境整備がすべて整うのか、との質疑があり、執行部から、令和2年度にネットワーク等の環境整備を行ない、令和3年度から5年度の3年間でタブレットを全児童、生徒へ導入する計画である、との答弁でした。

次に、委員から、プレミアム付商品券事務費補助金は減額になっているが当初見込み額の何割程度の交付となったのか、との質疑があり、執行部から、非課税世帯と子育て世帯1万7,800件を予算化していたが、実際引き換え券の交付は6,283件で約3分の1であった、との答弁でした。さらに、委員から、不動産売払収入で三ツ川小学校

の売却価格は適当でないと思うが、との質疑があり、執行部から、今回、三ツ川小学校の売却価格はプロポーザル方式で決定しており、希望業者からの提示金額である。学校跡地を地元で管理することは負担であり、今後の維持管理、解体費用等がかかることを考慮し、地元へ貢献できるような民間へ早めに譲渡し活用してもらうよう、相談しながら募集を進めた。また、購入されたあと、学校跡地を活用するには、高額な改修費用が必要となるため、事業者側から今回の金額が提示されている、との答弁でした。

このほか、団体営農業農村整備事業補助金及び農業農村整備推進交付金の制度変更、民間建築物吹付けアスベスト対策支援事業補助金の減額等についても質疑がありました。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、1市3町で連携する菊池川流域移住定住促進事業は、本市は取り組まなかったのか、との質疑があり、執行部から、今年度は各市町の担当者もかわり、合同会議を数回開催したが、方向性が定まらず、取り組みができなかった、との答弁でした。

次に、委員から、地域おこし協力隊員の雇用ができなかった理由は何か、との質疑があり、執行部から、現在、地域おこし協力隊員に情報発信コーディネーターと市の政策研究員の2つの方向性で雇用を目指しているが前者の採用はできたが、後者の応募がなく雇用ができなかった。反省として来年度は移住定住の研究員として地域おこし協力隊員の採用を予定している、との答弁でした。さらに、委員から、報酬が安いと人材が集まらないのではないか、年間249万円の報酬から家賃等の支払いもあるのか、との質疑があり、執行部から、家賃等に関しては市のほうで負担している。地域おこし協力隊は兼業も認めており起業活動もしていただきたいと考えている、との答弁でした。

次に、委員から、戸籍住民基本台帳費の通知カード・個人番号カード関連業務交付金での市の業務は何か、との質疑があり、執行部から、地方公共団体情報システム機構へマイナンバーカードの申請、作成、発行業務のため支払う費用である、との答弁でした。

次に、委員から、プラスチックごみは資源ごみであるが処理費用がかかり、赤字となっていないか、との質疑があり、執行部から、資源物として収集しているが、プラスチック類は処理費用を支払ってリサイクルしている。本市では中間処理をした後、固形燃料化してセメント工場のボイラー燃料としてリサイクルしている。今後、中国の輸入規制の影響で処理費用の高騰が続くものと思われる、との答弁でした。さらに、委員から、全般的な一般廃棄物処理手数料の種目別キロ当たりの処理費用単価は、との質疑があり、執行部から、資源物のキロ当たりの単価は缶類20円、新聞10円、その他紙類6円、ダンボール7円、紙パック5円、その他有価物1円、ペットボトル12円、逆に処理費用を支払っている廃プラスチックが50円の処理料となっている、との答弁でした。

このほか、例規集の追録加除業務委託、情報管理課計上の各課の時間外勤務手当、長

期病気休暇職員の給与への影響、育児休業職員の代替職員、職員自主研究グループ活動助成等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億4,800万円とするもので、前年度に比べ5.7%の減となっております。主な理由としては、市民会館建設事業及び金栗四三PR事業の減などによるもの、また、債務負担行為については運転免許証自主返納支援事業について期間令和3年度、限度額150万円を設定するもので、運転に不安を持つ方の免許証の自主返納を支援することで、公共交通への利用転換と交通事故の減少を図るもの、地方債は、令和2年度の起債発行は合計で17件、限度額26億5,740万円、起債の方法、利率、償還の方法は、前年度同様であるとの説明があり、続いて、歳入について項目ごとの説明がありました。

まず、委員から、税収面でのコロナウイルス感染症の影響をどう考えているか、との質疑があり、執行部から、企業業績悪化の懸念から、今後税収への影響が危惧される。今の段階では状況を見ながら国、県などの動向、指標等を踏まえ注視していく、との答弁でした。

次に、委員から、確定申告期限が延長されて、本市においては住民税の賦課に影響があると思うが、納期については考慮すべきことがあるか、との質疑があり、執行部から、現在、確定申告の来場者が多少減少している状況である。確定申告期限の延長に伴い、住民税の申告も柔軟に対応する必要がでてきており、6月末の納期の延長については今後慎重に判断する、との答弁でした。

次に、委員から、熊本地震復興基金交付金を活用した事業の件数についての質疑があり、執行部から、大きく4本の事業があり、住まいの再建支援事業7件、被災宅地復旧支援事業3件、住宅の耐震化支援事業16件、地域コミュニティ施設等再建支援事業1件である、との答弁でした。

次に、委員から、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で公民館2件の新築等の内容についての質疑があり、執行部から、公民館で健康維持の高齢者向けの事業を行えば、介護拠点整備の対象となる。新築の上限が891万円で2地区、改修が5地区で総額1,400万円を計上している、との答弁でした。

次に、委員から、軽自動車税の滞納分の滞納金はどのくらいか、との質疑があり、執行部から、軽自動車の滞納繰越調定額は本年度が1,739万5,000円でこれに対する収入を393万9,000円と見込んでいる、との答弁でした。

次に、委員から、地方揮発油譲与税は市道の延長に対しての譲与税だが、本市におい

ては、現在市道を減らし農道に位置づけするなどのバランスはどうなっているのか、との質疑があり、執行部から、市道の延長・面積が譲与税や交付金、交付税の基礎数値となっているのは確かだが、それ以上に市道の維持管理費がかかるため市道から農道へ移管しているのではないかと、との答弁でした。さらに、委員から、住宅使用料の内訳は、大倉団地と一本松団地の空き家が目立つが、市営団地が活用されていないのでは、また、高齢者など低所得者に安価で住みやすい住宅の提供が必要と思うが、今後の方向性は、との質疑があり、執行部から、31団地1,208戸の住宅使用料。大倉団地、一本松団地については3割程度の空室があるが、築50年以上が経過しており、大規模な改修が必要であるため、現在募集は行なっていない。また、入居者に建てかえ及び移転についてのアンケート調査を行なったが、そのまま安価で住み続けたいという回答がほとんどであり、インフラ整備を行なうことでどうしても使用料をアップさせることになる。このような状況を踏まえ、本市の住宅政策を推進するため、来年度、住宅マスタープランを策定する予定である、との答弁でした。

歳入については、このほか地方交付税、交通安全対策特別交付金、児童扶養手当の支給、消費者行政強化事業補助金、岱明町公民館建設基本設計及び実施設計の財源内訳等についても質疑がありました。

続いて、歳出について項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、定住促進に係る補助金で新婚新生活支援事業補助金1組当たりの金額は。また、これまでの定住者数はどれくらいか、との質疑があり、執行部から、新婚世帯1組当たり30万円の補助で、本年度10組分を見込んでいる。昨年度末までに1,103名の転入者を迎えている、との答弁でした。さらに、委員から、会計年度任用職員のすべてに期末手当は支給できるのか、との質疑があり、執行部から、週当たり15時間30分未満の短時間勤務の方は対象外となり、すべてに支給できるものではない、との答弁でした。

次に、委員から、出退勤管理システムを導入することで、職員の時間外勤務の正確な把握ができるのか、との質疑があり、執行部から、出退勤管理システムは、働き方改革における長時間労働の是正など勤務環境を整備することを目的に導入するもので、時間外勤務命令時間を把握することも可能である、との答弁でした。

次に、委員から、女性の管理職登用についての実態と男女の昇任昇格の差はあるのか、との質疑があり、執行部から、男女の区別はされていないが、人数的には男性が多くなっている、との答弁でした。

次に、委員から、国際交流協会の監査は毎年行なっているのか、との質疑があり、執行部から、地方自治法の規定による監査計画に基づき4年に1回程度行なっている。令和元年11月下旬に行なった際は、おおむね良好であったが、事務改善検討項目を7点

指摘した、との答弁でした。

次に、委員から、防犯灯電気料補助金についての質疑があり、執行部から、地域で支払いされる分の50%を下回らないように設定している。来年度は52.4%程度の見込みである、との答弁でした。

次に、委員から、市が設置する防犯カメラはあるのか、との質疑があり、執行部から、本市では施設管理用のみのカメラ設置をしている。街中の防犯カメラの設置はない。カメラの管理には手間と費用がかかるため、設置については慎重に検討する、の答弁でした。また、委員から、本市の乗り合いタクシーの乗降は自由ではないため、住民の要望に応じて変更をしてきたのか、との質疑があり、執行部から、指定エリアについての乗降は自由であるが、中心部においては玉名駅、文化センター、中央病院、六田交差点の4カ所となっている。バス路線の廃止に伴う代替措置で設定しているためバス路線に接合している。梅林小田地区については乗降場所の増設を検討している、との答弁でした。

次に、委員から、徴税費における航空写真撮影及び写真地図作成業務委託の必要性は、との質疑があり、執行部から、航空写真は効率的な固定資産課税のため、6年に1度更新している。毎年市内全域を現地調査によって網羅することは困難で、航空写真の活用が必要不可欠である。地籍図に写真を反映させ利用をすることで、適正な課税につなげることができる。本市のみの単独契約ではなく荒尾市ほか4町と合同で契約をしている、との答弁でした。

次に、委員から、職員が1人1台ずつ使用しているノートパソコンの更新はどの程度で行なうのか、との質疑があり、執行部から、パソコンの入れかえはサポート切れのためである。今回300台を予定しているが、職員の半数が対象であり、令和2年度から3年間で全職員分の入れかえを予定している、との答弁でした。

次に、委員から、戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付事業プリントサービス保守点検委託業務費は利用数によって変動するのか。また、コンビニ交付サービスの発行件数の見込みは、との質疑があり、執行部から、委託料については利用数には関係なく定額の契約である。来年度の発行件数の見込みは100件である、との答弁でした。さらに、委員から、発行件数100件に対して定額1,000万円の投資は多すぎるのではないかと。先行自治体の状況はどうなっているのか、との質疑があり、執行部から、本市と同規模の山鹿市、菊池市においても当初においては劇的な伸び数はなく、二、三年してコンビニ交付が浸透してくれば200件から300件の利用が見込めるようになると思う、との答弁でした。また、委員から、コンビニ交付のメリットは人件費削減なのか、住民サービスなのか、住民への利便性は、との質疑があり、執行部から、住民票、印鑑登録証明書、税証明の発行可能な時間が朝6時半から夜11時まで土日取得可能。戸籍謄抄本、附票については平日朝8時半から夕方5時15分と莫大に長くなり、住民の利便性

が最大のメリットである、との答弁でした。さらに、委員から、証明書発行にかかる手数料は払わなくてよいのか、との質疑があり、執行部から、例えば、住民票では1通300円で発行され、本市に117円差し引いた金額が手数料として入ってくる形態となっているので、本市から支払いの手数は発生しない、との答弁でした。

次に、委員から、消防小屋解体工事、消防格納庫建設に伴う補助額は、との質疑があり、執行部から、解体の対象は、旧岱明町鍋地区で、公費で建設しているため、解体も公費で行なう。また、消防格納庫の建設補助は上限400万円である。土地購入に伴う補助はない、との答弁でした。

次に、委員から、市民会館指定管理料に含まれる事業とその他の業務委託費についての質疑があり、執行部から、指定管理料にはこけら落とし等のイベント費等の事業費は含まれていない。令和2年度は自主文化事業として指定管理者である自治振興公社独自の予算で事業の企画を行なう。その他の業務委託は5月30日に開催予定の市民会館開館セレモニーの委託料と社会資本整備総合交付金の規定として完成後1年間の事後評価を行なう業務委託料である、との答弁でした。

次に、委員から、空き家等撤去業務委託とは、との質疑があり、執行部から、老朽化した空き家で非常に危険な特定家屋と認定されたあとに、市が代行して撤去を行なう行政代執行を行なう場合の予算であり、現在、事例は発生したことはない、との答弁でした。

次に、委員から、行財政改革の取り組みで厳しい財政運営の中、各省庁の補助金メニューに精通する担当課はどこであるか、との質疑があり、執行部から、市が自主財源を確実に捉えることが一番大事であると思う。国県の動向を注視し、国の支援、補助金の獲得は大切であり、常にアンテナを張り、情報収集に努めている。補助メニューを探すことに特化した課はないが、企画経営課、財政課などそれぞれの担当各課において全庁的な取り組みで情報収集を行なっている、との答弁でした。

そのほか、本市が共同通信からのアンケート調査に無回答だった新聞記事掲載の紹介があり、今後このようなことがないよう指摘がありました。

歳出については、このほか、行政協力員の業務委託契約による税の取り扱い、市内循環バス路線の見直し、防災無線保守点検業務委託、市民会館周辺駐車場増設及び道路整備計画、人権推進費の住宅新築資金等貸付償還管理システム委託、公用車は効率的な台数なのか等についても質疑がありました。

質疑のあと、今回計上されている岱明町公民館建設事業に関する歳入予算の削除を求める修正動議が委員から提出されました。

修正理由として、令和2年度一般会計当初予算案は、市民会館建設事業等の完了による普通建設事業が減少したため、前年度対比5.7%減の約322億円が計上されてい

る。今期定例会における市長招集あいさつの中でも、地方交付税の合併算定替による縮減、社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設の更新などにより、極めて厳しい財政状況のもと、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、行財政改革の確実な実施、行政評価制度結果の的確な反映と事務事業の見直しを行なうことを念頭に予算編成を行なったと表明されている。また、財政調整基金の動向として、平成30年度末の残高が約57億円、令和元年度末見込み額が約50億円、令和2年度末見込み額が約34億円と減少することが予想されており、合併後15年を経過した今後は、さらなる財政の健全化を図っていかなければならない。そのような中、今期定例会に、岱明町公民館建設事業にかかる基本設計及び実施設計費用が、三たび提案されている。岱明町公民館建設事業総額が約7億円と見込まれる財源についても、合併特例債に間に合わないため、社会教育施設事業債と市有施設整備基金で計画されており、補助メニューの活用が見込まれていない段階での事業開始には、あまりにも財政負担が大きすぎる。平成30年12月定例会で予算減額修正、平成31年2月臨時会で否決されたあと、地元との意見交換や担当課協議はされてきたと思うが、公共施設適正配置計画等に示してあるように公共施設の集約化に逆行した現地建てかえ案を容認することは困難であり、さらなる検討が必要である。したがって、岱明町公民館建設事業に関する歳入予算の削減を求め、令和2年度当初予算の修正を求めるものである、との説明がありました。

この件に関して、委員から、適切な金額はどの程度と考えられているのか、との質疑に対し、金額が問題ではなく、提示しかねる、との答弁でした。また、公民館建設は、執行部、議会の意向により先延ばしされて現在に至っている。建設は、1市3町合併時の新市計画での約束事、基本であるとの意見や、財源の確保については、今後、どう予算削減していくかなど、議会としても建設的な提案も必要であるとの意見がありました。

次に、委員から、平成30年12月定例会で否決、平成31年2月の臨時会でも否決。しかし同じ計画内容での議案ではなかった。計画内容を変更されても2度の否決を受け、地域住民との意見交換会なども踏まえ、紆余曲折しながらの現時点での提案と思う。したがって、現地建てかえ案に賛成し、この修正案に反対する旨の修正案反対討論がありました。

まず、岱明町公民館建設事業に関する歳入予算の削除を求める修正案について、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第11号中付託分の原案について、挙手による採決の結果、可否同数となったため、委員長採決により原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議第20号玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

まず、委員から、監査のあり方の基準についての質疑があり、執行部から、監査等を行なう上で監査基準がなかった。今回地方自治法の規定により監査基準を監査委員が定め公表することになった。本市においては監査委員監査規定をベースに総務省の監査基準及び実施要領、都市監査基準をベースに案を策定している、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであり公布日から施行するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第21号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市伊倉ふれあいセンター運営審議会等を設置し、並びに玉名市土地改良事業換地委員会及び玉名市図書館窓口等事業委託事業者選定委員会を廃止するため、条例の整備を図るものであり令和2年4月1日から施行するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものであり令和2年4月1日から施行するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、伊倉ふれあいセンター運営審議会委員、扇崎・大野下地区ほか4地区の土地改良事業換地委員会委員及び住宅マスタープラン策定委員会委員のそれぞれの報酬額を定め、条例の整備を図るものであり令和2年4月1日から施行するものであります。

まず、委員から、土地改良事業換地委員会委員の人数についての質疑があり、執行部から、例えば扇崎・大野下地区土地改良事業換地委員会であれば13人以内と定めをし

である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、印鑑登録資格の見直しに伴い、成年被後見人の保護の観点とコンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付を実施するための根拠となる条例の整備を図るものであり令和2年4月1日から施行するものであります。

本件に関しては、特に質疑はなかったが、委員から、各種証明書のコンビニ発行については反対であり、その理由として、便利と引きかえに本年度では1,000万円の経費がかかってくる。証明書発行がふえることで、本市へ入る発行手数料は減少する。果たして費用対効果を考えると、よい政策と思えない。住民サービスの充実とはとらえられない。よって、この条例についても反対である旨の反対討論がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第27号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第36号財産の処分についてであります。

これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案されたもので内容としては、小学校跡地施設活用事業に係る公募型プロポーザルにおいて選定された活用事業者に三ツ川小学校跡地を処分予定価格520万円で売却するものであります。

まず、委員から、売却後の保有期間の期限はあるのか、との質疑があり、執行部から、譲渡した財産については、10年間は市へ提案された計画どおり使用し、転売はできない、との答弁でした。

次に、委員から、10年以内に転売せざるを得ない状態となった場合は、との質疑があり、執行部から、移転登記の条件で、仮に相手方企業の経営状況が悪化し財産が別に移る場合は、買い戻し特約を設定していることで第三者に対抗要件を持つことが可能となり本市へ返還されるような登記設定を行なう、との答弁でした。さらに、委員から、相手方企業が、地元貢献という形で地元の要望に応える決め事を文書での取り交わしをするべきであると思うが、との質疑があり、執行部から、文書化すべきとの動きがあり、その中で、市としても地元と企業の間に入り、よい提携ができるよう支援していくつもりである、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第36号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました、令和元年陳第5号石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情についてであります。

これは、石貫地区において、旧石貫小学校が玉陵小学校に統合され、これまで地区のコミュニティー活動の中心になっていた小学校を失ったため、石貫支館の地域の拠点としての避難所・集会所及び用具保管施設の確保、また、老朽化した消防格納庫の移転・改築、さらには、末永い運動場使用等を求める陳情であります。

前回の委員会では、喫緊の課題でもあり、前向きにとらえるべきであるが、関係各課の調整等も必要であること。また、地元区長方と市長を交えての懇談会開催も日程調整中であるとの報告があり、継続審査と判断しておりました。

まず、執行部から、各支館代表者との懇談会ではそれぞれの課題や問題点を伺った。地区ごとに学校にかわる公民館などの施設の建設の要望だった。今回の統合、将来的に統合する地区もあるので、十分に審議し今後の方向性を検討していきたい、との報告がありました。

また、委員から、率直な意見を聞くため、市長との懇談会が実現したので、地元の方は関係各課へ直接伝えることができたことと喜ばれた。また、本委員会において旧石貫小学校へ現在管理している文化課長同行のもと現地調査も行なった。市としての方向性を直ちに示す必要があり、公民館の建設はできなくても最大限の補助を活用し、後押しする必要があると思う。採択すべきである、との意見がありました。さらに、委員から、今回は採択し、地域の方々と執行部とで密接に話し合いをして進めていただきたい、との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、令和元年陳第5号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済副委員長 古奥俊男君。

[建設経済副委員長 古奥俊男君 登壇]

○建設経済副委員長（古奥俊男君） 今期、建設経済委員会に付託されました、議案18件について、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳出の部の農林水産業費、商工費、土木費などについて、主な内容は、農林水産業費

の国の補正に伴う担い手確保・経営支援事業助成費補助金の追加、土木費の新玉名駅周辺整備に係る事業費の減額、各款の補助金の決算見込みによる減額、工事等の執行残の減額であります。また、団体営農業農村整備事業（集落基盤整備型）ほか4件の繰越明許費についても説明がありました。

委員から、土地改良費の三崎排水機場補修設計業務委託が先送りされた理由は、との質疑があり、執行部から、土地改良適正化事業により今年度実施する予定だったが、事業の対象期間を考慮し、他の補助事業で別の排水機場3カ所の工事を先に実施し、三崎排水機場については、令和3年度に先送りした、との答弁でした。

委員から、農業経営基盤強化促進対策費の認定農業者業務に従事する非常勤職員が採用されなかった理由は。また、その業務はだれが負担したのか、との質疑があり、執行部から、採用選考で合格基準点に達しなかったため採用に至らなかったが、必要な業務であるため、担当の正職員ともう1名の非常勤職員で対応した。令和2年度については、会計年度任用職員制度の開始による人件費の上昇等を総合的に勘案し、当該職員分の人件費は計上していない、との答弁でした。

委員から、漁港しゅんせつ船修繕補助金について、滑石漁協所有のしゅんせつ船の大規模修繕が行なわれなかったが、しゅんせつ作業への影響はなかったのか、との質疑があり、執行部から、漁協が事業主体となり市が修繕費用を補助する予定であったが、漁協側の資金が確保できず、大規模な修繕は行なわれなかった。しゅんせつ船については、毎年予算化する別の管理業務のための補助金でメンテナンスを行ない1年間使用された。令和2年度については、管理業務の補助金は計上しているが、今回減額する大規模修繕のための補助金は計上していない、との答弁でした。

委員から、プレミアム付商品券事業補助金の大幅な減額の要因は、との質疑があり、執行部から、申請が必要な住民税非課税者の申請率が約33%にとどまったことが大きな要因である。以前の臨時福祉給付金などと比べ、商品券購入までの手続きを煩雑と感じた人が多かったと推測される、との答弁でした。

委員から、山田団地の外壁劣化調査設計業務を実施しなかった経緯は、との質疑があり、執行部から、平成26年度に実施した調査結果をもとに、建築士である職員が目視で確認したところ、外壁に劣化が見られなかったため、その調査結果を利用することが可能と判断し、今年度は設計業務を行なわなかった。今後、建物の状況を注視し必要な時期に設計と改修工事を実施したい、との答弁でした。

委員から、戸建木造住宅耐震改修事業補助金について、消防詰所等は対象となるのか、との質疑があり、執行部から、常に人が居住している住宅が対象となるため、詰所や倉庫は対象とならない、との答弁でした。

委員から、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金の今後は、との質疑があり、執

行部から、今年度の実績は県内2位となる24件で、令和2年度は15件分を計上している。また、補助金について広報紙やホームページを初め、今後もさまざまな手段での周知を検討していきたい、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ256万2,000円の減額で、内容は、浄化槽整備費の決算見込みによる減額などです。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号令和元年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ3,596万9,000円の追加で、内容は、基金運用における国債の売り払い利子を基金に積み立てるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正については、収入支出それぞれ400万円の減額で、内容は、収入が受託工事収益の減額、支出が受託工事費の減額であります。資本的収入及び支出の補正については、収入が7,421万4,000円の減額、支出が8,000万円の減額で、内容は、収入が企業債の減額、支出が建設改良費の減額などです。ほかに、企業債の補正についても説明がありました。

委員から、今後の新規布設の計画は、との質疑があり、執行部から、新規の予定箇所はないが、市域周辺部の未整備箇所から要望があれば可能な限り対応している、との答弁でした。委員から、老朽化した水道管の布設替えはどうしているのか、との質疑があり、執行部から、関係課と連携し道路改良等に合わせて布設替えを計画している、との答弁でした。委員から、料金滞納に対する措置は、との質疑があり、執行部から、未納期間が3カ月を超えたら催促等を行ない、それでも未納が続けば、給水停止を行なう、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

であります。

収益的収入及び支出の補正については、収入が1億1,000万円の減額、支出が1億1,847万3,000円の減額で、内容は、収入が新玉名駅周辺整備に伴う下水道整備受託料の減額で、支出が新玉名駅周辺整備に伴う下水道工事請負費の減額などです。

資本的収入及び支出の補正については、収入が5,990万円の減額、支出が8,880万2,000円の減額で、内容は、支出の施設建設費の決算見込みによる減額とそれに伴う収入の調整などです。ほかに、企業債の補正についても説明がありました。

委員から、減債積立金の残高が年々減少しているが、長期的な見通しは、との質疑があり、執行部から、毎年約1億円ずつ減少しており、このまま減少し続ければ将来的には料金改定も考えられるが、現在のところは考えていない、との答弁でした。

委員から、地域ごとの公共下水道と合併浄化槽による整備方針は、との質疑があり、執行部から、公共下水道事業を行なっている旧玉名市、旧岱明町区域については、公共下水道整備を進めていき、公共下水道が整備されておらず農業集落排水もない区域においては、合併浄化槽を進めていくのがよりよいと考えている、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳出の部の農林水産業費、商工費、土木費などについて、主なものは、農林水産業費の水産物供給基盤整備機能保全事業による漁港しゅんせつ、商工費の地場企業支援奨励金、土木費の新玉名駅周辺整備事業などです。また、農業振興地域整備計画策定業務ほか1件の債務負担行為についても説明がありました。

委員から、農業振興地域整備計画策定業務に関連し、新玉名駅周辺の農地を農業振興地域から除外することはできないのか、との質疑があり、執行部から、新玉名駅周辺は、生産性の高い農地として農業振興地域の農用地に設定されている。すでに、県の関係部局とも協議を行なっているが、今後、当該地域の開発に関する具体的な計画が策定され、農業振興地域の適用除外の要件を満たす内容であれば、法にのっとり県と除外に向けた協議を進めることになる、との答弁でした。また、委員から、令和2年度の新玉名駅周辺整備に係る取り組みや予算の内容は、との質疑があり、執行部から、地権者への意向調査、住民説明会開催に係る経費や地権者との合意形成を図るために専門的な助言をもらう合意形成支援業務委託料を計上している。現在、実施計画の策定作業中であり、令和2年度の早い時期に開発方針の概要を示すことができると考えている、との答弁でした。

委員から、漁港しゅんせつについて、費用を抑える方策の検討はなされているのか、

との質疑があり、執行部から、漁港のしゅんせつは永続的に行なっていく必要があり、安価で効率的に漁港管理ができるよう、しゅんせつ土の処分方法について、国の関係機関と協議を進めている。いくつかの処分方法について今後費用を積算し、費用対効果を検証していく予定である、との答弁でした。

委員から、担い手規模拡大事業助成金について、農地バンクを介した農地貸借は、交付対象か、との質疑があり、執行部から、交付対象ではないが、農地バンクには相手を仲介してくれるメリットがある。農地バンクを介した場合の助成金等については要望を伝えたい。農地バンクの活用を選択するかは当事者の判断になるが、市としては農地バンクの利用を推奨している、との答弁でした。

委員から、土地改良費の機械借り上げ料の内訳は、との質疑があり、執行部から、排水路の土砂しゅんせつの機械借り上げに加え、近年多発している水草撤去のための機械借り上げ費用を計上している、との答弁でした。

委員から、漁港のかさ上げ工事について、令和2年度に実施予定の滑石と大浜以外の今後の計画は、との質疑があり、執行部から、県の補助事業を活用し、年次計画に沿って漁協の要望も聞きながら必要な部分を行なっていく、との答弁でした。

委員から、排水路工事について、繰り越しにならないよう早めに発注することはないのか、との質疑があり、執行部から、米の作付け農地は刈り取り後、施工できるように発注しているが、それ以外で早めに着手できる農地は梅雨明けに施工できるように発注している、との答弁でした。

委員から、花しょうぶまつり等のイベントへの新型コロナウイルス感染症の影響は、との質疑があり、執行部から、影響が長引けば中止等も検討されることになるかもしれないが、今後の状況を注視して対応していきたい、との答弁でした。

委員から、道路新設改良費で、岱明玉名線の整備が終わるまでの全体事業費は、との質疑があり、執行部から、全体事業費は39億2,300万円の予定で、財源内訳は、国からの補助13億7,900万円、起債22億6,800万円、一般財源2億7,600万円である、との答弁でした。

委員から、橋りょうの修繕予定の20カ所の内訳は。また、補修工事の業者選定はどうしているのか、との質疑があり、執行部から、具体的に現時点では決まっていないが、例年、20橋程度を修繕している。また、補修工事の業者については、専門性の高い工事は実績のある市外業者を選定してきたが、地元業者育成の観点から徐々に地元業者の受注機会の拡大を図っている、との答弁でした。

委員から、裏川のショウブの管理を市民に任せることはないのか、との質疑があり、執行部から、7月から翌年の6月までの1年間を責任をもって管理してもらうため専門の造園業者に委託している、との答弁でした。

委員から、浄化槽設置整備費が前年度比約3,000万円の減額の要因は、との質疑があり、執行部から、過去の実績を考慮し、浄化槽設置の補助の対象を150基から100基に減したことが主な要因である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は、それぞれ4,154万2,000円で、内容は、歳入が使用料、交付金、繰入金などで、歳出が15基分の浄化槽設置工事費などです。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号令和2年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は、それぞれ8,059万9,000円で、内容は、歳入が基金繰入金などで、歳出が漏水対策施設の維持管理費などです。

委員から、現在の基金残高では今後の維持管理費を賄えないと思うが、不足する分はどのようにするのかとの質疑があり、執行部から、基金が不足した場合は、一般財源にて維持管理を行なう、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号令和2年度玉名市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出については、収入として水道事業収益8億4,781万円、支出として水道事業費用7億6,842万円です。

資本的収入及び支出については、収入として資本的収入7億8,347万円、支出として資本的支出12億219万2,000円です。

主な事業は、田崎配水池築造工事や水源地電気設備工事などです。また、田崎配水池築造工事ほか4件の債務負担行為や企業債についても説明がありました。

委員から、田崎配水池築造工事の内容は、の質疑があり、執行部から、八嘉小東側に令和2年度から3年度にかけて新たに配水池を築造し、完成後は、現在使用している老朽化した八嘉配水池は解体する。また、切りかえ時には、一時的に断水が発生するが、夜間等の使用が少ない時間帯に切りかえを行なう予定である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出については、収入として公共下水道事業収益15億3,930万

7,000円、支出として公共下水道事業費用15億1,822万4,000円でありませす。

資本的収入及び支出については、収入として資本的収入5億1,223万5,000円で、支出として資本的支出11億2,376万円であります。

主な事業は、立願寺汚水中継ポンプ場建設工事など管渠、ポンプ場、下水道処理場整備であります。また、岱明汚水中継ポンプ場等維持管理業務1件の債務負担行為や企業債についても説明がありました。

委員から、一般会計からの補助金の推移は、との質疑があり、執行部から、年々徐々に減ってきている、との答弁でした。

委員から、長洲町終末処理場維持管理負担金とは、との質疑があり、執行部から、旧岱明町分を長洲町の処理場に流入させているため、実流入量に応じて維持管理費を負担している、との答弁でした。

委員から、下水道使用料徴収委託の内容は、との質疑があり、執行部から、上下水道料として徴収しており、下水道分について、徴収金額で按分した額を水道事業会計に支出している、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出については、収入として農集事業収益3億8,914万8,000円、支出として農集事業費用3億9,835万1,000円であります。

資本的収入及び支出については、収入として資本的収入1億684万4,000円、支出として資本的支出2億3,645万3,000円であります。

主な事業は、公共柵設置工事など農業集落排水施設整備であります。また、横島町農集排水処理場施設等維持管理業務ほか1件の債務負担行為についても説明がありました。

委員から、料金滞納に対する措置は、との質疑があり、執行部から、水道の給水停止のような措置はできないので、滞納徴収に尽力している、との答弁でした。

委員から、尾田川左岸地区の加入率が依然低い、との質疑があり、執行部から、広報紙等で加入促進の周知は行なっている、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第28号玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定についてであります。

これは、玉名市物産観光展示場について、物産観光展示場としての需要がないことに

加え、同施設の機能を持つ類似施設として物産販売を行なっている観光ほっとプラザ「たまララ」、ふるさとセンターY・BOX等があることから、施設を廃止するものがあります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、国が示す基準となる道路構造令において、自転車通行帯に関する基準が新たに加えられたことから、国の基準に合わせた改正を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、新玉名駅利用者の利便性の向上を図るため、北口及び南口広場駐輪場を自転車等駐車場として位置づけ、在来線の玉名駅の自転車等駐車場と一元的に管理・運営を行なうため、所要の改正を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、法律の規定を引用している条例中の規定に条ずれが生じることから、その整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、水道法施行令の一部改正に伴い、政令の規定を引用している条例中の規定に条ずれが生じたことから、その整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市北牟田のガラス温室等建物3棟について、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、農事組合法人玉南東温室水耕組合に無償で貸し付けるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市伊倉南方のガラス温室等建物4棟について、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、農事組合法人伊倉温室水耕組合に無償で貸し付けるものであります。

委員から、貸し付け期間の2年間の根拠は、との質疑があり、執行部から、特段の根拠はないが、これまで2年を繰り返してきたので、今回も2年とした。今後については、相手方の意向も踏まえ、次回の更新時に一定の方向性を出していきたい、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、その他として、耕作放棄地の現状、マルショク跡地、玉名圏域企業ガイダンス業務、着地型プログラム形成業務、金栗四三周遊バス、産業用地、新玉名駅第2駐車場の身障者用スペースへの屋根の設置、新玉名駅の駐車場収入、都市計画道路の計画見直し、カーボンマネジメント強化事業、農業集落排水の公共柵設置工事、企業会計の剰余金の活用、水道事業の広域化などについて質疑や意見がありましたので、あわせてご報告いたします。

以上で、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

文教厚生委員長 内田靖信君。

[文教厚生委員長 内田靖信君 登壇]

○文教厚生委員長（内田靖信君） 本日、本会議の冒頭で議第3号中、繰越明許費補正について議案の訂正がありましたが、議案の訂正は委員会審査後であります。したがって、すでに委員会において審査を行なっておりますが、議案の訂正は、執行部からの申し出による項の訂正であり、委員会の採決結果に影響しないことを申し添えておきます。

それでは、今期、文教厚生委員会に付託されました、議案11件、継続審査としておりました陳情4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第3号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ8億4,174万円を減額し、総額を348億6,270万円とするものであります。

3款民生費は1億8,398万円の減額。主な内容は、伊倉隣保館大規模改修工事の減などであります。

10款教育費は2億4,222万1,000円の追加。主な内容は、国の補正予算に伴う小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事の増額、35人学級編成事業の決算見込みによる減額などであります。

まず、3款の質疑についてであります。

委員から、障害福祉費について、国庫支出金の減、一般財源の増となっているが、この経緯は、との質疑があり、執行部から、この障害福祉費の中に、補助率が異なる地域生活支援事業を含んでいるためである、との答弁でした。

次に、委員から、老人福祉費の扶助費の執行残が多いのは、高齢者が元気だったということなのか、との質疑に、執行部から、高齢者住宅改造給付費については、対象者が制限されていることから、今回対象者がいなかったということである。家族介護慰労事業についても条件があり、申請件数が予定していたものより少なかった、との答弁でした。

次に、委員から、福祉センター費のカーボンマネジメント事業について、岱明ふれあい健康センターと横島ゆとり一むがLED照明への変更と空調の改修とのことだが、補助率は、との質疑があり、執行部から、この事業は公共施設の長寿命化を目的とした補助であり、補助率は対象の3分の2である、との答弁でございました。

次に、委員から、保育所費の保育体制強化事業補助金・保育補助者雇上強化事業補助金について、保育支援者、保育補助者とは、との質疑があり、執行部から、保育の資格をもたない方で、保育の補助、事務の補助を担っていただくものである、との答弁でございました。

次に、委員から、保育所費の報酬減について、予定より職員が少なかったとのことなのか。また、職員数は足りているのか、との質疑があり、執行部から、見込みより人数が少なかったが、不足しながらも現場で何とか対応している状況である、との答弁でした。

次に、委員から、生活保護費の扶助費について、受給者の推移は、との質疑があり、執行部から、昨年までは減少傾向になりつつあったが、令和元年度は微増している、との答弁でした。

次に、委員から、生活保護申請の手続きについて、申請者が民生委員に意見書を直接

書いていただくようになっているが、改善はなされているのか、との質疑があり、執行部から、県からの指摘により、被保護者と民生委員が直接やり取りすることについて、改善に向けて協議を進めていた。今後は、直接福祉事務所から手続きをする予定で検討していく、との答弁でした。

次に、10款についての質疑であります。

委員から、事務局費の校内通信ネットワーク整備工事について、タブレットの導入は1人1台を予定しているのか、との質疑があり、執行部から、令和3年度から5年度の3カ年間で児童・生徒・教職員を含めて、1人1台の導入を予定している、との答弁でした。これに関連して委員から、昨年、国の補正予算では、IT教育を進めるということでパソコンを配備するような計画を打ち出したと思うが、この点についてはどのようになったのか、との質疑があり、執行部から、国は、タブレット限定でなく、パソコンを含めた機器1台ということで予算をつけている。授業の中で活用するには、タブレットのほうが機動性もあり、使い勝手もよいことから、本市ではタブレット導入で進めている。小学校は、パソコンではなくタブレットを活用していくが、中学校では技術等の授業において、パソコンを残していくことになる、との答弁でした。

次に、委員から、事務局費の備品購入費について、理科教育設備整備事業とは、との質疑があり、執行部から、本市の理科備品の整備率が低かったことから、ある程度の標準まで到達するよう今年度から国から2分の1の補助を受けて進めており、来年度も補助の対象となる備品の購入を行なうこととしている、との答弁でした。

次に、委員から、学校給食センター費の燃料費・光熱水費が増額補正となっているが、休校により現在、給食がストップしている状況でこの予算が必要なのか、との質疑があり、執行部から、2月上旬に予算要求を行なうが、その時点では休校措置は予見できなかった。執行残の分が出てくると思うが、どれだけ必要か今は見込めないで、今回この額で補正をお願いしたい、との答弁でした。

次に、委員から、中学校費の文化体育振興費補助金について、補助の金額は以前から変わっていないのか、との質疑があり、執行部から、この補助金は大会の旅費に限り、実費分を補助するものである、との答弁でした。

最後に委員から、中学校費の学校建設費について、財源内訳が変わった理由は、との質疑があり、執行部から、地方債を予算化しているが、借り入れ申請の際の調整分である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ78万1,000円の追加。総額を91億397万7,000円とするものであります。

まず、委員から、マイナンバーカードを保険証としていつから使用できるか。また、それぞれ保険証をもっている中で、マイナンバーカードが保険証の代わりとしての効果が見込めるのか、との質疑があり、執行部から、令和3年3月から本格的な運用開始となる。国は100%の普及を目標としている。利便性の向上は大事であるが、保険者にとっても、オンラインで資格の確認ができることから、資格過誤の抑制が期待できると考えている。資格過誤にかかる経費も多いことから、保険者にとっては有効性があると考えている、との答弁でした。

次に委員から、利用歴等もマイナンバーカードで管理されるのか、との質疑があり、執行部から、カードに利用情報が入るものではなく、あくまで本人の資格確認での使用である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,484万7,000円の追加。総額を9億728万5,000円とするもので、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額と、これに伴う歳入の調整であります。

委員から、後期高齢の対象者は、年々増加する傾向にあると思うが、現在の被保険者数と1人当たりの医療費は、との質疑があり、執行部から、令和2年1月末の被保険者数は1万2,040人で、1人当たりの医療費は平成30年度で105万円ほどである、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ4,745万1,000円の減額。総額を77億8,064万9,000円とするもので、主な内容は、保険給付費の決算見込みによる減額と、これに伴う歳入の調整などであります。

まず、委員から、居宅介護の方が増加したのか、との質疑があり、執行部から、第7期介護保険計画を基準としてこの予算を編成しており、実績での予算でなかったため、差違が出てくる、との答弁でした。

次に、委員から、認定調査員に欠員が出ているとのことだが、新年度の募集は行なう

のか、との質疑があり、執行部から、新年度は12名確保する予定である、との答弁でした。

次に、委員から、介護予防サービスについての周知はどのようにしているのか、との質疑があり、執行部から、広報等で定期的に掲載している。区長、民生委員への周知も会合等で行なっている、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳入歳出の総額を322億4,800万円とするもので、前年度に比べ5.7%、19億6,000万円の減であります。

3款民生費は、前年度とほぼ同額の126億8,665万9,000円を計上。主な内容は、障害者介護給付・訓練等給付事業、私立保育園運営費負担金、閉館した大河ドラマ館を玉名第1保育所仮園舎として利用するための借上料などであります。

4款衛生費は、対前年度比1.3%増の24億5,227万円を計上。主な内容は、くまもと県北病院機構運営費負担金、予防接種事業などであります。

10款教育費は、対前年度比49.4%増の30億6,849万9,000円を計上。主な内容は、小中学校21校の校内通信ネットワーク整備工事、玉名中学校体育館建設事業、岱明町公民館建設事業の基本設計及び実施設計業務などであります。

はじめに、3款についての質疑であります。

まず、委員から、社会福祉総務費の障がい福祉計画について、計画策定の期間は2年なのか。また、策定委員には障がい者も選任するのか、との質疑があり、執行部から、計画策定の期間は1年である。また、策定委員については、1期計画策定時は障がい者は選任していなかったが、広く意見を聴取し、よりよい計画を策定する意味で、障がい者施設の方、民生委員など多岐にわたり委員選定を行なう予定である、との答弁でした。この答弁に対し委員から、計画を立てる際に、障がい者の意見も反映できるように委員選定を行ない、よい計画ができるようにしてほしい、との要望があり、執行部から、計画策定の中で、ワークショップという形で障がい者、障がい者の家族の意見を聴取し、反映させる予定である、との答弁でした。

次に、委員から、福祉センター費委託料に関連して、入浴施設を保有している各施設へのレジオネラ菌に対しての指導等を行なっているのか、との質疑があり、執行部から、玉の湯でレジオネラ菌が発生したことを受け、入浴施設を持っている所管課、施設長及び関係業者を対象に横島のゆとり一むで、公衆衛生浴場の講師を招いて講習会を行なった、との答弁でした。

次に、委員から、保育所費の保育士就職支援事業補助金の取り組みについては、との

質疑があり、執行部から、待機児童対策事業の一つで、保育士不足の解消のため、潜在保育士の発掘を目的に今年度から取り組んでいるものである。対象者が現在3人である、との答弁でした。

次に、委員から、保育所費の副食費について、副食費が集まらないなどの課題はあるのか、との質疑があり、執行部から、今のところ、そのような相談はない、との答弁でした。

次に、委員から、保育所費の保育所民営化運営法人選考委員会委員報酬に関連して、高道保育所の民営化の時期と伊倉保育所の民営化の方向性は、との質疑があり、執行部から、高道保育所は、令和3年4月から民営化に向けて作業を進めていくこととしており、4月に保護者説明会を行ない、その後、運営法人の選定・決定、引き継ぎ等を行なう予定である。伊倉保育所については、今のところ令和3年以降民営化を予定している、との答弁でした。

次に、委員から、保育所費の仮園舎に係る借上料に関連して、開園までのスケジュールは、との質疑があり、執行部から、改修作業を3カ月見込んでおり、6月から7月の間に仮園舎への移転を考えている。その後解体を行ない、令和5年度に建設、令和6年4月に開園を見込んでいる、との答弁でした。

続いて、4款についての質疑であります。

まず、委員から、保健衛生総務費の休日在宅当番医制運営負担金・平日夜間診療助成負担金について、くまもと県北病院が開院すればこれらの負担金はなくなるのか、との質疑があり、執行部から、くまもと県北病院が開院して24時間の小児医療体制が整えば、この負担金はなくなるのではないかと考えている、との答弁でした。

次に、委員から、予防費のがん検診等業務委託について、近隣の市町村に比べ乳がん検診の対象となる年齢が高いと思うが、との質疑があり、執行部から、本市は40歳からであるが、近隣の町で年齢を下げているところもある。市の政策でどこまでできるか検討していく、との答弁でした。この答弁に対し委員から、健康と福祉のまちづくりを実現するために、多くの皆さんが受けられる体制をつくっていただきたい、との要望がありました。

次に、委員から、母子衛生費の不妊治療費助成について、国の助成とは別の助成なのか、との質疑があり、執行部から、本市での助成は、県の補助を受けての一般不妊治療であるため、国とは別である。国が行なっている助成は、特定不妊治療である、との答弁でした。続けて委員から、助成額と周知の方法は、との質疑があり、執行部から、夫婦1組につき5万円までで、広報たまなとホームページ及び県内の不妊治療をされている医療機関に、県を通じて周知を行なっている、との答弁でした。

続いて、10款の質疑についてであります。

まず、委員から、事務局費について、学校規模適正化審議会の委員構成と見直し期間は、との質疑があり、執行部から、委員は、学識経験者、地域代表、保護者代表、学校代表の計17名で構成し、見直し作業は、市民アンケートを判断材料に2年間かけて行ないたいと考えている、との答弁でした。

次に、学校規模適正化審議会委員に関連して、委員から、今後、天水の適正化計画が難航した場合、ここが解決してから次の計画に進むのか、との質疑に、執行部から、全体の計画があるのでなるべく順序は守りたいと考えているが、状況の変化等もあると思うので計画の見直しも含めて検討が必要である、との答弁でした。続けて、委員から、玉名町小学校、築山小学校などの大規模校の学校規模適正化は、どのように考えているか、との質疑があり、執行部から、大規模校についても今後検討していかなければならないと認識している。現在進めている小規模校については、児童・生徒数が適正な学級で教育を行なうことが大切だということで、以前から進めている、との答弁でした。

次に、委員から、事務局費の借上料について、教員用のパソコンが半年分とのことだが、その理由は、との質疑があり、執行部から、OSの切りかえも必要であること、以前のパソコンが古くなったことなどから更新という形をお願いしている。400台という台数でもあり発注作業も時間を要するため、令和2年度は半年後からのリースということで、まずは半年間を設定している、との答弁でした。

次に、委員から、学校給食センター費の学校給食費口座振込手数料負担金に関連して、各学校の給食費の徴収方法は、との質疑があり、執行部から、今年度中に玉名町小学校、築山小学校、岱明地区の小学校以外がすべて口座振替になると伺っている、との答弁でした。

次に、委員から、小学校費について、前年度と比較して1億1,000万円ほど増額になっているが要因は、との質疑があり、執行部から、主なものとして、小天小学校のスクールバス運行業務委託、教育振興費で教職員の人数が昨年と比べて増加していることが考えられる、との答弁でした。

次に、委員から、小学校費のスクールバス運行業務委託について、契約年数は、との質疑があり、執行部から、運行初年度に関しては、1年間を設定している。その1年間の結果を踏まえ、その後は3年更新で考えている、との答弁でした。

次に、委員から、小学校教育振興費の小学校知能検査等業務委託とは、との質疑があり、執行部から、小学校は、1年、3年、5年、中学校は1年、3年で、年度末に知能検査を行なっており、問題、結果の集計を業者に委託している。この知能検査と合わせて学力検査がある。教員が知能検査と学力検査の結果を見て個別指導に生かしていくこととしている。この調査で学級集団まで把握することができる、との答弁でした。

次に、委員から、中学校の会計年度任用職員で、部活動指導員とは、との質疑があり、

執行部から、今年度、部活動指導員1人を1つの学校に配置することとしている。教職員の働き方改革に効果があれば、今後増員を検討したい、との答弁でした。

次に、委員から、中学校費の学校建設費の岱明中学校耐力度調査業務委託について、定期的に調査を行なっているのか。また、調査の結果次第で建てかえを進めるのか、との質疑があり、執行部から、計画の中でも、玉名中学校の次に計画をしているが、昨年、モルタルの落下もあったため、早急に調査をした方がいいと判断し、予算を計上した。財政的な問題もあるが、調査の結果に基づいて、建てかえ、改修も含め検討することとなる、との答弁でした。

次に、委員から、図書館費、体育施設管理費に共通するカーボンマネジメント事業で、横島図書館、総合体育館の照明はすべてLEDなのか、との質疑があり、執行部から、全館LED化の改修である、との答弁でした。続けて、委員から、学校の照明を変えるための補助金はあるのか、との質疑があり、執行部から、学校施設は、カーボンマネジメント事業の対象となっていない、との答弁でした。

次に、委員から、博物館費の博物館昇降機改修工事について、昇降機が使用不能になっているのか、との質疑があり、執行部から、使用不能ではないが、現在の昇降機が油圧式で不具合が生じている。また、この油圧式昇降機は、現在の建築基準法に適合していないことから、計画的な博物館の改修の一環としてワイヤー式に改修することとした、との答弁でした。

次に、委員から、保健体育総務費のオリンピックキャンプ誘致実行委員会負担金について、負担金の財源内訳は、との質疑があり、執行部から、食費以外の2分の1が特別交付税の対象となる、との答弁でした。これに関連して委員から、誘致の手順は、との質疑があり、執行部から、日本のオリンピック組織委員会に認定申請し、昨年9月にアンゴラ共和国のホストタウンとして玉名市が認定をいただいた。コロナウイルスによりオリンピックの開催が不透明な状況であるが粛々と準備を進めたいと考えている、との答弁でした。続けて委員から、小中学校では、アンゴラ共和国を教材にして教育を行なっているのか。国際交流の一環としての対応はなされているのか、との質疑があり、執行部から、ハンドボールを行なっている学校が、玉名町小学校と玉名中学校であるが、この2校については、何らかの形で交流を行ないたいと考えている、との答弁でした。

次に、委員から、保健体育総務費の玉名いだてん・いちごマラソン補助金について、今年度と来年度の予算の差額は何か、との質疑があり、執行部から、第1回大会で備品の購入を行なうが、第2回大会以降は備品の購入が不要であること、また、今年度開催予定で購入していたものが来年度使えるものもあることから、このような差額が生じている、との答弁でした。続けて委員から、人数、コース、バスの輸送等は、今年度と同じ計画で行なうのか、との質疑があり、執行部から、基本的には同じと考えているが、

1年間準備期間があるので、今年度予定していたものよりも、さらに充実した大会になるよう努力したいと考えている、との答弁でした。

次に、委員から、岱明町公民館事業について、白紙に戻して検討されて3回目の予算計上となっているが、この決め手は何か、との質疑があり、執行部から、岱明町の住民が合併当初から待っており、福祉も合わせたまちづくりを進める上で必要な施設であること。また、岱明町公民館は建築後50数年経過しており、老朽化が深刻で早急な建てかえが必要であること。このことから、2回の反対を受け、ゼロベースで検討を行なった結果、予算計上した、との答弁でした。これに対し委員から、老朽化は、住民も市議会も職員もすべて理解している。現地建てかえの決め手を伺っている、との質疑があり、執行部から、11月に行なった市民への報告会で、現地建てかえで早急に進めてほしいとの意見、ゼロベースで検討した結果、併設案に関しては、現在の岱明ふれあい健康センターにつけて建てることできない、使い勝手が悪い、併設して建てることにより用地の取得が必要である。隣接案に関しても、用地の取得が必要である。以上のことから、早急な事業に着手できない。支所の敷地に建てる案については、隣接地の購入が必要となるが、購入しても駐車場の不足が見込まれる。このようなことから現地建てかえしかないと判断した、との答弁でした。

次に、委員から、財源はどうなっているのか、との質疑があり、執行部から、社会教育施設整備事業債と市有施設整備基金である、との答弁でした。

質疑のあと、今回計上されている岱明町公民館建設事業に関する歳出予算の削除を求める修正動議が委員から提出されました。修正理由として、岱明町公民館建設については、平成30年3月定例会で、市長が現地建てかえを表明された後、同年5月に開催された当時の公共施設等建設特別委員会で説明があり、その後、進展はなかったが、同年11月の同特別委員会での説明では、突然、名称が変わり、調理室が復活するなど、事業内容が一変した。さらには、都市計画法に背く計画にもかかわらず、文教厚生委員会ではそのまま採決された。これを受け、同年12月定例会において、現地建てかえに関連する予算の削除を求める議員提出修正案が可決、平成31年2月臨時会で、現地建てかえに関連する予算が否決された。この結果から、白紙に戻し再検討されたとのことであるが、今期定例会で、三たび、同じ現地建てかえ案が示されている。これは、議会軽視と言わざるを得ない。また、この現地建てかえ案は、これまで再三再四、指摘してきたが、総合計画、公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画、公共施設個別施設計画等に逆行しており、今年度までに約1億7,000万円を投じて改修を行なっている岱明ふれあい健康センターは、先に示された民間への売却、譲渡等も不透明なままで、これらの計画に掲げてある面積の縮小・集約化に逆行したこの案を容認することは、困難であり未来を見据えた検討が必要不可欠である。したがって、岱明町公民館建設事業

に関する歳出予算の削減を求め、令和2年度当初予算の修正を求めるものである、との説明がありました。

この件に関して、特に質疑はありませんでしたが、修正案への反対討論として、岱明町の合併当時から課題であって要望であったものであるが、合併して15年、古い議員は最初からかかわってきた課題である。当時は、横島・天水の公民館建設にはだれも反対しなかった。当時も地元の議員が先頭に立っていろいろな説明をされたり、中身の充実、広さも要望されていた。地域の方たちと色々な話をするのは、地元の議員であると考えている。合併当時からかかわっている議員もいるが、地元の5名の議員が相当かかわってこられている。地元の議員が職員よりも地域の方たちとの話し合いをされていると考える。区長も2年、早くも1年で交代される。それから考えると長い間、議員はこの問題にかかわっておられる。想像であるが、この問題に関して延べ人数ですると議員1人に相当の数の方が話をされている。5名の議員が一人一人関わってこられた延べ人数はかなりの数になると考える。議員も控えをとっていないと思うが、会議や寄り合い、個人的な話し合いも含めると大変な数だと思う。そのような中で生活してきた議員が、地元で現地建てかえをこれだけ望んでおられることに対して、修正案を出す本当の理由、集約、分散はその当時の方針であって、時と場合の考え方もないただ集約だけの話であれば、将来に向けていろいろな問題も出てくる。岱明ふれあい健康センターも民間に移譲する。民間に移譲するということは、営利目的であり、商売である。隣に公民館があったら駐車場の問題も出てくる。お金を払ってくるのに、駐車場を確保しないといけない。民間に移譲したら今までと違った様相となる。そのあたりも考えればぜひ、岱明の皆さんの希望・悲願が15年である。横島・天水で話をされる方が、大概で岱明は建たないのかとの話もある。あの場所はだめだとの話は聞いたことがない。そういうところもぜひ、人情味のあるような政策を理解する議会であってほしいと常々考えている。このため、この修正案には賛成できない、とありました。

続いて、修正案への反対の討論として、今回新たに現地建てかえの議案が出たが、前回と明らかに違うのは併設案にしても隣接案にしても、隣地の用地取得というのが困難であることがはっきりしたということ。それを推し進めていこうとすれば、用地買収のために5年10年と年月を要する。現地建てかえに関しては新たに用地を取得する必要はなく、すぐに取りかかれる。それを岱明のみなさん御存じであるため、それをやってほしい。前市長から出たふれあい健康センターに増築して公民館にするという案は、駐車場が少ないからその分は駐車場を購入すると。その案が通ってれば、結果的に土地が買えなかった。結局、今ある岱明町公民館の跡地を駐車場としてそのまま使うという話になったと思う。そうなれば、離れたところに広い駐車場がある変な公民館というようなことが、もし、あの時あの案が通っていたとしたら、そういう状況になっていたか

もしれない。使い勝手が悪いとかいろんな話もあった。今回の現地建てかえしかないというのは、用地買収に関するものはかなり困難であり、時間を要するという事。岱明町民の思いとしては現地建てかえもあるが、早く建ててもらいたいという思いがあると思う。前市長のときにもすぐにでも建つのであれば併設で構わないとのことであったが、今回は状況が変わり今一番早く建つのは現地建てかえであるということであるので、それを町民が後押しするのは当然のことである。新たな用地取得を考えないといけないことを、新たな岱明町公民館の問題として出されてしまうと、いつになるかわからない。先が見えない選択を町民に強いることになることを考えるため、この削除の案に関して反対である、とありました。

さらに、修正案への反対討論として、岱明町公民館は昭和41年に建てられ、合併前から建てるとの条件で、その時、駐車場の用地として新たに2カ所も購入をされている。地元の議員全員一生懸命押されているということ、また、時期的なものもあり、現地に行くと思わなければならないがぼろぼろの状態である。何があるかわからない、熊本地震から4年が経過して心配するような状況の中で、早く建てかえて岱明町の方々に活用していただくということで修正動議に反対する、とあり、その後、採決に入りました。

まず、岱明町公民館建設事業に関する歳出予算の削除を求める修正案について、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第11号中付託分の原案について、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を91億5,327万5,000円とするもので、前年度に比べ5,009万4,000円、率にして0.6%の増であります。

まず、委員から、国民健康保険税について、前年度に比べ減収となっているがその要因は、との質疑があり、執行部から、被保険者数の減少と所得の減少である。被保険者数は特に働く世代が年々減少していること、また、所得の減少については、特に農業及び営業に係る所得減が大きな要因である、との答弁でした。続けて委員から、加入者減は、今後も減少という形で推移していくのか、との質疑があり、執行部から、被保険者数の推計は平成30年度が1万7,633人、令和元年度1万7,282人、令和2年度1万6,937人と近年5年間で9.6%の減となっている。若年層が減って後期高齢者へ移行していく状況が、今後続いていくと思われる、との答弁でした。

次に、委員から、国民健康保険税の徴収率は、との質疑があり、執行部から、平成30年度の現年度分徴収率は94.45%、滞納繰越分を含めた徴収率は75.49%で、毎年向上している。滞納繰越額の調定額は、10年で2億3,500万円の減額効果を

出しており、年平均で2,350万円の圧縮を続けている。これは、滞納処分の強化による徴収率の向上に伴う成果として認識している、との答弁でした。続けて委員から、他の市税と比べ滞納者が多く、徴収が困難な状況なのか、との質疑があり、執行部から、国民健康保険の加入者は、年金所得者を含め低所得者の割合が高く、滞納が発生しやすい状況にあるが、今後も滞納処分の強化を図りながら、徴収率の向上に努めたい、との答弁でした。

次に、委員から、重複・頻回・服薬指導等業務委託について、改善は進んでいるのか、との質疑があり、執行部から、平成29年度に訪問指導を行なった方の約7割強に改善効果を確認しており、1人当たりの効果額は1万1,240円である。数字上後退している年もあるが、単年度評価ではなく、継続して行なっていくことで効果が出てくるものだと考えており、今後も継続して事業を行ない、長期的な効果を期待したい、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を9億7,218万8,000円とするもので、前年度に比べ8,012万6,000円、率にして9.0%の増であります。

委員から、医療費の自己負担について1割、3割の人数の割合は、との質疑があり、執行部から、1月の被保険者数が、1万2,040人中、1割負担が1万1,630人、3割負担が410人である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額を78億3,061万7,000円とするもので、前年度に比べ1億6,080万7,000円、率にして2.1%の増であります。

まず、委員から、保険者機能強化推進交付金について、予算額は全国的にどれくらいの評価なのか、との質疑があり、執行部から、昨年度は1,192万円ほど交付金をいただいております、県内で4番目の額である、との答弁でした。続けて委員から、どのあたりが高い評価を受けたのかとの質疑があり、執行部から、地域支援事業で介護予防事業に力を入れていること、包括的支援事業で包括支援センター業務が充実していることだと考える、との答弁でした。さらに委員から、この保険者機能強化推進交付金を外出支援サービス事業に充てるのか、との質疑があり、執行部から、事業としては外出支援サービス事業に充てることとしているが、余剰が出た場合については地域支援事業に充て、そこに充当するはずであった保険料を介護給付費準備基金に積み立てることとして

いる、との答弁でした。

次に、委員から、拠点型介護予防事業委託について、公民館に自ら参加できない方を迎えに行くのか、との質疑があり、執行部から、この事業は新たに実施する事業で、4カ月間、毎週通っていただく短期集中型の元気アップ教室終了後、地域の公民館等に通えない方々が、さらに6カ月間送迎つきで市内2カ所に通っていただく事業としている、との答弁でした。

次に、委員から、荒玉管内2市4町で、本市が一番高齢化率が低い、介護認定率は中ほどである。コロナウイルスで公民館活動を含めた介護予防事業がストップしている。このことにより、介護予防にも響いてくると思われるため、対策も必要である、との意見があり、執行部から、市としても懸念している。外出の自粛、公民館活動の停止で介護認定率にも影響が出てくるとも想定される。今回自宅でできる体操「キラたま体操」を広報等でお知らせをしているが、今後も対策が必要であると考えている、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本県学校職員の給与改定に準じて、臨時教員の給与を改定するため、条例の整備を図るもので、内容は、臨時教員の給料月額を平均で0.7%引き上げる改定を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、及び広域利用に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るもので、内容は、法律の改正により条例中で引用する文言が改められたことから整備を行なうものであります。また、市外の子どもが保育所を利用した場合の利用者負担額について、その子どもの住む市町村が定める額を使用料とする旨規定するものであります。

まず、委員から、利用者の負担額は、市町村で決めているとのことだが、一定ではないのか、それぞれで決めているのか、との質疑があり、執行部から、市町村によって違う、との答弁でした。続けて委員から、市外の方が、市内の保育園に通園したいと希望した場合、思うようなところに入れられない状況である。市外からの申し込みと市内からの申し込みで取り扱いは異なるのか、との質疑があり、執行部から、待機児童もあり、希望の保育園に入れられないことも続いている。市内の子どもを優先するという考え方もある

が、空きがあれば市外の子どもも受け入れることとしている、との答弁でした。さらに、委員から、さまざまな事情により、市外の保護者が市内の保育園に預けたいということもあるので、困難だとは思いますが相談は受けてほしい、との要望があり、執行部から、個別の相談で事情を聞きながら対応していきたい、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、及び小天東支館の位置を変更するため、条例の整備を図るもので、内容は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、令和2年度から支館長を非常勤特別職の職員として任用できなくなることから、支館長に関する規定の整備を行なうものであります。また、統合により令和2年3月末をもって小天東小学校が廃止されることに伴い、小天東支館の位置を下有所公民館に変更するものであります。

まず、委員から、小天東支館の住所はどこになるのか、との質疑があり、執行部から、下有所の自治公民館の住所である、との答弁でした。続けて委員から、玉陵校区は玉陵小学校に支館の住所が一本化されたと思うが、小天東支館の住所が自治公民館になった経緯は、との質疑があり、執行部から、執行部から提案を行ない、玉陵校区は玉陵小学校に支館の住所を置くこととした。小天東支館についても、小天小学校に支館の住所を置くことを提案したが、支館長と地域の代表者との協議の中で、自治公民館に住所を置くこととなった、の答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました令和元年陳第2号梅林地区における公民館新設に関する陳情、令和元年陳第3号小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情、令和元年陳第4号小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情及び令和元年陳第6号三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情についてであります。

これら4件の陳情について委員から、今まで、それぞれの支館でどれだけ小学校に頼られたのか、また年間通してどれくらいの割合で小学校を利用されたのか不明である。こういった行事をこういった場所でやりたいという具体的な内容を調査する必要があり、継続審査をお願いしたい、と継続審査を求める動議が出され、採決の結果、令和元年陳第2号、令和元年陳第3号、令和元年陳第4号、令和元年陳第6号については、4件すべて、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応状況についての報告、介護保

除料軽減に伴う一般会計からの介護保険事業会計繰出金についての詳細な説明、災害救助費の避難行動要支援者管理システム、保育料無償化の影響、高校再編、総合型地域スポーツクラブの状況、学校給食費の公会計化の課題、全国学力学習状況調査等多岐にわたり質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時07分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第11号令和2年度玉名市一般会計予算に対しては、お手元に配付しております修正動議が提出されております。

吉田憲司君ほか3名から、岱明町公民館建設に関連する歳入歳出予算の削減を求める議員提出修正案が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） お疲れさまです。3番、吉田憲司です。

議第11号令和2年度玉名市一般会計予算の岱明町公民館建設に伴う予算について修正を求め、修正動議を提出いたします。

提出者、吉田憲司、北本将幸、松本憲二、田畑久吉。

修正理由を述べます。

まず、岱明町公民館建設事業費、約7億円の財源については、社会教育施設事業債と市有施設整備基金の充当が計画されており、いわゆる借金と貯金を取り崩しての厳しい財政負担となり、また、これまでの経過については、平成30年3月定例会で市長が現地建てかえを表明されたあと、同年5月に開催された当時の公共施設等建設特別委員会で説明があり、その後、進展はなかったが、同年11月の同特別委員会での説明では、突然、名称が変わり、調理室が復活するなど、事業内容が一変した。

さらには、都市計画法に背く計画にもかかわらず、文教厚生委員会ではそのまま採決された。これを受け、同年12月定例会において、現地建てかえに関連する予算の削除を求める議員提出修正案が可決、平成31年2月臨時会で、現地建てかえに関連する予算が否決された。この結果から、白紙に戻し再検討されたとのことであるが、今期定例会で、三たび、同じ現地建てかえ案が示されている。これは、議会軽視と言わざるを得

ない。

この現地建てかえ案は、これまで再三再四、指摘してきたが、総合計画、公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画、公共施設個別施設計画等に逆行しており、また、今年度までに約1億7,000万円を投じて改修を行なっている岱明ふれあい健康センターは、先に示された民間への売却、譲渡等も不透明なままで、これらの計画に掲げている面積の縮小・集約化に逆行したこの案を容認することは困難であり、将来を見据えた検討が必要不可欠である。

したがって、岱明町公民館建設工事基本設計及び実施設計業務に関連する歳入歳出予算の削減を求め、予算の修正をするものである。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、議第11号に対する議員提出修正案の説明は終わりました。

日程第5 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第5、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告及び議員提出修正案の説明について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。まず、議員間討議の方法について申し上げます。

議員間討議の方法については、論点をもって議員間討議を提案する者に対して、議論しようとする者の賛同がある場合に実施することといたします。

また、議員間討議を提案される方は、議員間討議を必要とする論点、理由等について御説明をお願いいたします。

それでは、議員間討議の提案はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） みなさんこんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第11号令和2年度玉名市一般会計

予算について、議第13号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について、議第27号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案に反対をいたします。

令和2年度一般会計予算には、今年度の4月から住民票や戸籍に関する証明書、印鑑証明書、所得証明書など、税に関する証明書などが全国のコンビニで取得できるような予算が計上してあります。そして、そのために必要な経費は、コンビニ交付事業プリントサービス保守業務委託やコンビニ交付事業プリントサービス負担金など、約940万円です。コンビニで各種証明書を交付した際に、玉名市に入る証明書交付手数料はコンビニが受け取る手数料を差し引いた金額となります。全国のコンビニで証明書をとり、サービスが向上するという説明ですが、一人一人の市民が日常生活の中で、各種の証明書を必要とすることが頻繁に起こるのでしょうか。決して多くはありません。また、証明書のコンビニ取得は、マイナンバーカードが必要であり、カードを持っていない人は利用できません。今年度の各種証明書のコンビニ取得枚数は、100枚を見込んであります。コンビニ交付に係る経常経費は先ほど言いました約940万円です。1枚あたり9万4,000円の税金投入です。各種証明書の交付につきましては、これは、玉名市の重要な仕事、職責ですが、費用対効果を考えると、税金の使途が間違っていると思います。したがって、議第11号令和2年度一般会計予算及びそれに関連する議第27号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

次に、議第13号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療の保険料は、2年間の入りと出を見据えての計上です。今議会に提案してある令和2年度及び3年度の保険料は、令和元年度に対して、1人当たり年7,500円の引き上げ、約13%増になっております。後期高齢者の収入はほとんどが年金です。減ることはありますが、ふえることはさほどありません。その年金から天引きする保険料が増額すれば、高齢者の生活を脅かすこと間違いありません。保険料の決定は、御案内のとおり、広域連合で行ないませんが、保険料余剰金や財政安定化基金などを使ってさらに保険料の増加抑制を行なう努力を求めて、私はこの予算に反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。
15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） こんにちは、15番、無会派の江田です。

岱明町公民館建設については、平成8年老朽化のため中央公民館と図書館を併合して

の建設計画が決まり、平成14年道路西側の約480坪、15年に公民館の南側約430坪を購入し、平成17年4月20日に公民館と図書館を併合した基本設計と実施設計委託を契約。平成19年5月より着工の予定でありました。平成25年着工予定の岱明中体育館が危険建物と判明したために入れかえたわけでありました。平成24年の公共施設適正配置計画で、岱明支所の3階に公民館、2階に図書館を集約化、平成26年6月議会に実施設計費用が提案されましたが、3階の公民館は利用する人たちなどの意見を聞き、総務委員会と本会議にて否決、9月議会に一部修正を再上程されたが、地元利用者の了解が不十分ということで再び否決。平成28年12月、議会に岱明町公民館と岱明ふれあい健康センター併設案も利用者団体などの強い反対のため否決。平成29年12月も否決。平成30年12月議会、平成31年2月の臨時議会での否決は皆様御存じのとおりであります。

昨年3月議会で、藏原市長は、一昨年12月に相反する請願をされている人々の要望を直接意見を聞き、思いなども含めて実行され、結論として現地に建てかえという英断をされました。この現地建てかえについては、岱明町の合併協議会の約束事でもあり、今回も岱明町出身議員5人全員の強い熱望でもあり、岱明町の総意でもあり、悲願でもあります。昨年11月8日、岱明町公民館での経過報告会では、市民の意見として、現地建てかえ案で早急に取り組んでほしいと強い要望がありました。反対意見はありませんでした。そんな中で、岱明ふれあい健康センターとの併設案を強く主導されていた当時の区長さんからも、現地建てかえを早く要望されました。

以上のことから、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算中、岱明町公民館建設工事設計及び実施設計の業務に関連する歳入歳出予算の削減修正動議については反対をいたします。

○議長（中尾嘉男君） ほかに、討論はありませんか。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） 岱明町公民館建設事業に関する歳出予算の削減に関する修正案に反対の立場で討論いたします。

まず、何度も申し上げますけども、この岱明地区公民館建設は合併時の約束事があります。合併以来、この間新市建設計画にも上げられてなかった公共事業にも多額の合併特例債を使ってきました。その挙げ句、今に至って、財政負担が大きいからと言われても市民が納得できるものではありません。老朽化し、待ったなしの状況において1日も早い建設を望むものです。

現地建てかえを望む理由を改めて申し述べさせていただきます。

過去に何度もお話ししたと思いますけども、また、1期議員さんは御存じないかもし

れませんので、改めて申し述べさせていただきます。私は地元におりますので、多くの利用者を見ております。公民館を利用する方は8割ぐらい女性でしょうか。子どもを育て、親の介護をし、多くは夫を見送り、そして孤独の中で仲間を見つけて、そして人生の喜びを見つけて、公民館に通っておられる方々、その方々の中に95歳過ぎても杖を使って詩吟を習いに来ている姿もありました。また、長い間婦人会その他、社会貢献しながらも高齢になりひとり暮らしになり、また、軽い認知機能が落ちていながら、それでも通って来ている方もおられました。そのような方々が最後まで人生をここで楽しんでもらいたいと思っておりましたが、やはり段差が多い公民館でしたので、今は来れなくて家にこもっている100歳近い方もおられます。少し認知機能の落ちた方は、それでも家族に支えられてきておりますけども、そのような多くの方々を見てきた中で、私の公民館像というのは、言うなれば、ここにあります市民会館別館みたいな形、これでないと高齢者化社会に対応できないだろうというのが私の考えでございます。玄関に入ったときにすべての部屋が大体自分でわかると、そのような設計であるということ。市民会館においても、奥の部屋になりますと、もう案内しないとわからないというふうに市民会館の人と言われておりました。そして駐車場もまた、おりたら一面に車のあるところがわかるという、そういうふうな構造でなければ、高齢化社会に対応した建物にならないというのが私の多くの高齢者を見てきた考えでございます。そのようなところから、現地建てかえしかないというふうに判断しているところでございます。

あそこに、岱明ふれあい健康センターに増設という形がいいのではないかと、併設がいいのではないかと、そのような考えも以前出されましたが、私はそれを頭ごなしに否定してきたものではございません。最初、岱明町の支所の3階に公民館をつくるという案は、3階は高齢者に無理だということで反対いたしましたけども、岱明ふれあい健康センターに併設するという案が出ましたときは、私は当時の原口部長に、「いや、そこに立派なものをつくってくださいね。」と、そのときはお願いいたしました。私自身岱明ふれあい健康センターには熱い思い入れがありましたので、あれを生かしたいという気持ちはここにおられるどなたよりも、私のほうが強いと思います。原口部長も「がんばります。」と、そのように言って、いろんなことを考えて設計を考えてくださいましたけども、その結果、増築ができないんだということがわかったわけですね。離して建てないといけないと。そういうことで、これは一旦入って、事務所に入って鍵もらって、また、傘さして別の建物に行って、今度は靴を履き替えないといけないと。こういう構造は高齢者には無理だと。また、玄関から会議室までが非常に遠すぎるということ。これがやはり増築というものの難しさではないかというふうに思いました。この構造では、また、駐車場にしましても、段差があるところにつくるしかないというふうなことで、この構造では、高齢化社会にとっても対応できないと、そのように私は判断したわけでござ

ざいまして、やみくもに地元の人が現地に建ててほしいと言うから、私もそれに言いなりになってこれを頑固に主張してきたという経過ではございません。私は私の考えで、多くの利用している高齢者の姿を見ながら、ここでしか高齢化社会に対応したものではできないというふうに判断したところでございます。

その上、併設でなくても、そばに建てればいいじゃないかということを提案して下さった方々もおりますけども、執行部がいろいろ調べて下さったところ、用地買収が困難であるということではございましたので、これでは間に合いませんから、ますますすぐに、一刻も早く建てるには、やはり現地しかないと考えております。また、今度の修正案に対して、集約とか、公共施設適正配置に逆行しているのではないかと、そのような御意見でお考えでございませうけども、集約ということで申しますなら、岱明町公民館とあの岱明ふれあい健康センターというのは、あれが1つの岱明町の集約の姿というふうに私は考えております。駐車場というのは共有しております。公民館が多いときは岱明ふれあい健康センター使ったりしておりますので、一つの集約であるというふうに、私は考えております。そして何よりも大事なことは、公共施設適正配置計画、また、この集約していくというものの目的は何なのかということなんです。目的は、やはり財政を切り詰めるということであるとしたら、財政を切り詰めていくことの、健全財政していくことの目的は何かといいますと、その上の目的は、市民が安心して暮らせるということなのでございます。集約が目的ではなくて、市民が安心して暮らせるための施策ということがその上位にあるわけです。そういった意味で、この適正配置ありき、集約ありきではなくて、その結果が市民の幸せにつながるものかどうかという、そういう視点での考えが大事ではないかというふうに、私は思っております。そしてまた、この公共施設適正配置というのは、10年前に計画を始めたものでございます。10年前、この10年の間に驚くほどの市民生活は変化しております。障がいがある方の学童保育、学童デイサービスというんでしょうか、10年間に3倍以上になってきております。いろんな子どもの問題も出てきております。県におきましては、高校再編ということで、高校の数は減らしておりますけれども、支援学校のほうはふやして新たな建設をしているというふうに聞きます。そのように、減らさなければいけないもの、そしてふやしていかなければならないものもあるのです。多くの皆様方反対される方の中には、岱明ふれあい健康センターがどうなるかということも非常に御心配なさっているだろうと思います。私も地元議員でございませうので、岱明ふれあい健康センターががらがらになるということを想定してまでは現地建てかえを強く言うつもりはありません。私は、私の場で岱明ふれあい健康センターは今の時代にあった使い方が立派にあるという非常に確信があります。皆様方も、市民の皆さんの生活を細かく観察されると新たなものが必要だということは、きっと感じられることだろうというふうに思っております。

そういった意味で、市長もまだ4年かけて指定管理を続けたいといけないう状況の中で、どれに絞るかということをお考えになっておられるのだらうと思いますし、私は私で、また、議会は議会で有効活用というものを考え、絞っていけばいいのではないかというふうに考えております。売却にするのか、譲渡にするのか、貸与にするのか、経営移譲をするのか、それはまた、考えていけばいいことである。今必要なサービスが、あの施設が必要とされるものが、今出てきているということです。そのようなことで、現地建てかえをしても、決して市民の生活に迷惑かけることはありません。それどころか、健康で安心して、やはりこの町でよかったなと思える人がふえてくると思います。荒尾市から岱明町に移住した方がもう20年間になりますけども、公民館活動に、本当に戦後苦勞された方で、ようやく子どもも育て、そして公民館活動をする中で、私は本当に岱明町に来て幸せだった。と、言われた方がおられました。岱明町はよそから転入してきた方が非常に多ございます。私は野菜を植えると種が落ちたこぼれた種と、移植した野菜の生長のし具合が違います。多くのここにおられる皆様方のように、地面からこの地に生えてきた方と、私のように移植組、よそから来て、ここに定着する人の違いというのは、大きな違いがあります。そのような人を多く含む岱明町の人、公民館活動で仲間をつくり、助け合って、支え合って、幾つになってもあそこに自分の追い求めてきたものを追求できる。幾つになっても通える公民館であったし、そして、この町に来てよかったと思ってほしい。そういう公民館をつくっていただきたいと、切に切に願って、この修正案に反対いたします。

○議長（中尾嘉男君） ほかに、討論はありませんか。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 9番、松本です。

私は、この議第11号令和2年度玉名市一般会計予算、岱明町公民館建設関連歳入歳出予算の修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど提出者の吉田憲司議員のほうからありましたように、事業総額が7億円。この7億円が果たして高いものなのか、安いものなのかというのは、今のところでは私はその評価するのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。しかしながら、やっぱり市のこの予算を投入してやっぱり建物を建てていく。これはずっと50年、60年、今は熊本震災があつて建築基準法が変わりまして、大体今の建物だったら約80年から90年、そこに建設をずっとし続けるわけですけれども、本年度、昨年度から新玉名駅周辺の整備計画も少しずつ話が上がっております。その公的資金をどんと導入して、そういう計画を立てていくというときには、そこから新しく繁栄、いろんなところに伸びていくというのが想像できるような、そういう建設費の予算というものが、非常に必

要じゃないかというふうに思います。私たちも、私も議員になってもう7年目を迎えさせていただいております。そんな中で、合併当初からの約束事、岱明町公民館は。そしてまた、先ほど江田議員のほうから話がありましたように、岱明中学校の非常に危険建物ということで、体育館にその予算がすり替えられたという話もちゃんと伺っております。公民館建設がやっぱり築50年を迎えて、非常に老朽化をしているということも、この前開催された市民との意見交換会の中でも、私も参加をさせていただいて、非常にやっぱり老朽化しているなというのは実感をしております。建設に関しては早急に進めていただきたいというものもあります。

しかしながら、今、岱明町を見てみますと、岱明B&G海洋センター、それと岱明町の非常に私たちの思い入れというのは、中学校の中体連は、私たちのときまでは岱明グラウンドでした。でも今は300メートルのトラックということで、今、荒尾市のほうで荒玉郡市ですね、中体連が行われております。また、岱明町のグラウンドに行ってみますと、なかなかその活用がやっぱり低いんじゃないかなというふうに思いますし、また、その福祉とか、その健康でやっぱりそのまちづくりをと言うのであれば、岱明B&G海洋センターには体育館もあります。プールもあります。そしてその周辺というか、あの一帯エリアにちゃんとグラウンドをもう一回再整備して、ウォーキングコースであったりだとか、それとまた、岱明ふれあい健康センターにはちゃんとランニングマシンだったりとか、いろんなその器具なんかもありますし、温泉センターもありますし、その一角の中に公民館を建てて総合的に、そのほかからも来てもらえて、スポーツの面であったりとか、そういう福祉、祭りであったりとか、総合的にやっぱりよそからでも人を呼び込めるような施設をぜひ、岱明のほうにはつくっていただきたいと、そういう思いで、私はずっと一貫して反対をしてきております。そういう面をもう1回再検討されて、そしてやっぱりあの岱明町のちょうどその岱明ふれあい健康センター、今の岱明町の現公民館が建っている現地ももちろん高台ではあります。岱明町にはもう本当沿岸近く、そして滑石地区も本当平らなところばかりで、菊池川がもし本当の意味で氾濫をしたとき、じゃあ、どこに逃げるかといったら、やっぱりあのエリアなんですよね。そういう面で、今、国土強靱化計画も去年の大水害からずっと見直されていますし、いろんなその補助メニューをしっかりともう一度再検討されて、そういう補助メニューもしっかり生かしていただきながら、この末広がりのあるやっぱり岱明町の拠点。そしてまた、玉名市のもう1つの拠点、人口も岱明町は非常に多いです。そういう面から、そういう拠点づくりをしっかりと進めていかないと、本当の意味でやっぱり高校再編のことも先ほど近松議員も言われました。玉名市の高校はほとんど定員割れです。せっかく専大玉名高校が初めて熊本県でラグビーの決勝まで行きました。しかしながら、グリーンベルトで練習しているような状況です。あの岱明町グラウンドをもう1回きっちりリセットし

たら、やっぱりラグビー、専大玉名高校のサッカー、玉名工業高校のサッカー、いろんな種目がまたそこで火を噴いて、またその地元の高校に通ってくれる子どもたちもふえてくるんじゃないだろうかというふうにも考えます。そういう面からもう1回、この全庁の職員の力、総力を挙げて、用地買収であったり、そういう面にもしっかりやっぱり取り組んでいただいて、早急なそういう建設には当たっていただきたいというふうに思っておりますし、しかしながら、やっぱり現地というところでは、やっぱり県道が1本挟まることによって、高齢者の方々の岱明ふれあい健康センターと公民館の行き来に非常に不安を感じる面もありますので、この修正案に賛成という立場で討論をさせていただきました。

終わります。

○議長（中尾嘉男君） 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） はい。

○議長（中尾嘉男君） あなたは先ほど議員提出をされております。あまり好ましくはないですよ。補足ですかね。補足ならばどうぞ。

○3番（吉田憲司君） 短いです。

○議長（中尾嘉男君） 補足ですか。先ほどの説明に対しての。

○3番（吉田憲司君） 補足になると思います。

○議長（中尾嘉男君） 補足ならいいです。

○3番（吉田憲司君） お疲れ様です。創政未来の吉田憲司でございます。

討論の前に、先ほどは提出のことで言えなかったんですけども、私は非常に不本意です。同じ議案で3回もここで討論をしなくてはならないこと。ただ、市長と私は向いている方向、思いは一緒だと信じています。しかし、立場が違います。市長は500人を超える部下を従え、300億円を超える予算執行権を持っておられます。私たち議員は、部下もいなければ、予算も持ちません。しかし、市民から負託を得て議会に送り出してもらっている以上、行政のチェックをすることが議員の、いや、議会の最大の責務であると思いますので、そのミッションを遂行したいと思います。

それでは、議第11号令和2年度一般会計当初予算の岱明町公民館建設に伴う関連予算について、修正案について賛成、原案について反対の立場で討論をさせていただきます。

2度の議会の議決を無視して、三度推し進める大義名分は何なんでしょうか。住民の意向でしょうか。15年前の約束でしょうか。では、市民が要望、陳情されれば公共施設も、道路も、橋梁もすべてつくるのでしょうか。そうではないはずです。人口の推移、財源や将来の維持費、それに費用対効果等々を検討されるはずです。次は15年前の約束とよく言われます。それはだれとだれが交わした約束なのでしょうか。なぜ、その約

東は15年間果たされなかったのでしょうか。人間でいうと15歳は中学3年生です。この生徒たちは旧岱明町とか、旧玉名市とか知らないのです。そして、あと3年したら選挙権が彼らには与えられます。まさにこの若者たちが、これからの自分たちの玉名市をつくっていく原動力になります。その若者たちへたすきリレーをしなければならない大人が法律に背き、自分たちで立てた計画、目標に逆行し、若者がつくっていく未来に逆行しては、玉名市はどこに向かおうとしてるのでしょうか。15年前は人口が7万3,000人。逆に15年後は5万6,000人と推計されています。その差は1万7,000人です。その現実を見据えて、玉名市としての各種計画、ビジョンをつくっているんだろうと思います。私たちは、その計画どおりに縮小、集約化を進めるべきだと言っているだけでおかしなことを言っているつもりはありません。

以上、3度目となりましたが、私たちも市民から負託を受けている以上、もう少しこれまでの議会の判断を尊重、リスペクトしていただきたいという思いをお伝えし、議第11号令和2年度一般会計予算の岱明町公民館建設に伴う関連予算について、修正案について賛成、原案について反対の立場で改めて討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 吉田君。

○3番（吉田憲司君） はい。

○議長（中尾嘉男君） 私は補足ならいいですよと言うたつよね。最後は補足で終わらなんとじゃなかつね。・・・・・・・・・・・・・・・・

○3番（吉田憲司君） はい。

○議長（中尾嘉男君） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第11号 令和2年度玉名市一般会計予算

議第13号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

以上、予算議案2件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第3号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

議第4号 令和元年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 令和元年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第6号 令和元年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第7号 令和元年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

議第8号 令和元年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）

議第9号 令和元年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第10号 令和元年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第12号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第14号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第15号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第16号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算

議第17号 令和2年度玉名市水道事業会計予算

議第18号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第19号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案15件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第3号から議第10号まで、議第12号、議第14号から議第19号までの予算議案15件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号から議第10号まで、議第12号、議第14号から議第19号までの予算議案15件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第11号令和2年度玉名市一般会計予算について、採決いたします。

本案については、吉田憲司君ほか3名から、岱明町公民館建設に関連する歳入歳出予算の削減を求める議員提出修正案が提出されております。

よって、初めに議員提出修正案について採決いたします。

次に、修正案が可決ならば、修正部分を除く原案について、修正案が否決ならば、原案について、採決いたします。

それでは、まず、議第11号に対する吉田憲司君ほか3名から提出された岱明町公民館建設に関連する歳入歳出予算の削減を求める議員提出修正案について、起立により採決いたします。

議第11号に対する議員提出修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾嘉男君） 起立少数であります。よって、議第11号に対する議員提出修正案については、否決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時53分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 5時20分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの吉田憲司議員の発言終了後、私の発言中、不穏当発言を行ないましたので、会議規則第65条の規定により、発言の取り消しについて、お諮りいたします。

この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

○議長（中尾嘉男君） 次に、議第11号の原案について、起立表決により採決いたします。

議第11号令和2年度玉名市一般会計予算の原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第11号については、原案のとおり決定いたしました。

議第13号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第13号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第13号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第27号 玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

- 議第20号 玉名市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第21号 玉名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第22号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第23号 玉名市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第25号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第26号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市物産観光展示場条例を廃止する条例の制定について
- 議第29号 玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案13件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第20号から議第26号まで、議第28号から議第33号までの条例議案13件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第20号から議第26号まで、議第28号から議第33号までの条例議案13件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第27号玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第27号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、議第27号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第34号 普通財産の無償貸付けについて

議第35号 普通財産の無償貸付けについて

議第36号 財産の処分について

以上、議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第34号から議第36号までの議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第34号から議第36号までの議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

令和元年陳第5号 石貫支館の地域の拠点としての避難所等に関する陳情

以上、陳情1件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております、令和元年陳第5号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、令和元年陳第5号については、採択することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 5時28分 休憩

午後 5時44分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。北本将幸君ほか3名から、令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案が提出されました。

よって、この際、これを直ちに議題といたしたく、日程追加と日程の順序の変更について、お諮りいたします。

日程第6 決議案上程

決議案第1号 令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 決議案審議

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第6 決議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第6、「決議案上程」を行ないます。

これより、決議案を上程いたします。

決議案第1号 令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について

以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

7番 北本将幸君。

〔7番 北本将幸君 登壇〕

○7番（北本将幸君） 7番、北本将幸です。

提案理由を申し上げます。

令和2年度玉名市一般会計予算の執行に対する議会の要求を、議会の意思として決定するため、附帯決議を行なうものであります。

あわせて、附帯決議案の内容について、申し上げます。

決議案第1号。令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について。

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年3月25日提出。玉名市議会議員、北本将幸、作本幸男、田畑久吉、松本憲二。

玉名市議会議長、中尾嘉男殿。

令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議。

令和2年度玉名市一般会計予算に計上されている下記の事業予算については、執行機関の政策が議会の意思に合致しない間は、その執行を見合わせるよう求める。

1、岱明町公民館建設工事基本設計及び実施設計業務関連歳入歳出予算4,415万

3,000円。

以上、決議する。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

決議案第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行いません。

日程第8 決議案審議

○議長（中尾嘉男君） 日程第8、「決議案審議」を行いません。

改めて、決議案第1号 令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております、決議案第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

決議案第1号について、質疑はありませんか。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） 前田正治です。

ちょっと私わかりませんので質問します。

先ほど、令和2年度一般会計予算が賛成多数で可決をされたわけですけど、この可決された状況というのは、執行機関の政策が議会の意思に賛成多数で合致したということじゃないんですかね。

どうも前、可決したことをこれでまた否定するような感じに受け取れてなりませんけど、その辺どういうふうに理解すればいいのか、お尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 7番 北本将幸君。

〔7番 北本将幸君 登壇〕

○7番（北本将幸君） 7番、北本将幸です。前田議員の質疑にお答えいたします。

政策の意思に合致するという事は、今回、一般会計予算として基本設計、実施設計

の予算が可決されたわけですけど、その後この事業進めていくにおいて、建設の内容であつたり、そういうことに関して執行部と議会の間でしっかり議論をして、その建設に向かつて進めていくよう決議をするものであります。

以上です。

○議長（中尾嘉男君） 18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） それでは、建設に向かつて一応、可決されたから、執行部は執行していくと思いますけど、その中で、例えば、その広さであつたりとか、施設の中身であつたりとか、そういったことに対して議会が了解しなければ執行しないということですか。

それはそうだと思いますけど、それは普通、委員会の中で、今後、この政策を進めていく中で手順として踏まれていきますので、わざわざこういった附帯決議をつける必要があるのかなど、私は思います。やっぱりしゃんむりせんといかんとですか、こういうのを。

その行政機関の政策が議会の意思に、じゃあ、合致する場合というのはどういう状況を想定されとるですか。何もかんも、結局委員会でそういった議論が了解されるというのが合致するような状況だと思いますけど、私はですよ。どういうふうを考えとんなはるかですね、お尋ねします。

○議長（中尾嘉男君） 7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 7番、北本です。

予算執行進めていく上で、各委員会にも説明があると思って審議していくと思いますけど、その中で、委員会であつたり、全員協議会であつたり、議会の総意として、その内容にこの方向で進んでいこうという形でなったら進めていくという決議だと思います。

○議長（中尾嘉男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

決議案第1号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

決議案第1号について、討論はありませんか。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 前田正治です。

私はこういった附帯決議は必要ないと思います。なぜなら結局、令和2年度の当初予算が賛成多数で可決をされました。それを執行していく上では、例えば、6月議会にまた関連する予算が出てくるかもしれません。あるいはその入札なんかも出てくるかもしれない。そういった場合に、委員会でそれに対して賛成多数、委員会で同意を得なければ当然委員会で否決をされれば、そこで執行できないような状態をつくるから、わざわざこういった附帯決議をつくる必要はないと考えます。どうもこういう玉虫色の決着はせんほうがよかと思います。

以上です。討論を終わります。

○議長（中尾嘉男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

決議案第1号令和2年度玉名市一般会計予算に対する附帯決議案について、採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾嘉男君） 決議案第1号については、異議がありますので、起立により採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中尾嘉男君） 起立多数であります。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9 閉会中の継続審査の件

○議長（中尾嘉男君） 日程第9、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

付託事件の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

文教厚生委員長より、文教厚生委員会において審査中の、

令和元年陳第2号 梅林地区における公民館新設に関する陳情

令和元年陳第3号 小田地区における地域コミュニティーの施設及び場所の確保に関する陳情

令和元年陳第4号 小学校閉校に伴う旧月瀬校区コミュニティー集会場及び広場建設に関する陳情

令和元年陳第6号 三ツ川地区における地域活動等の多目的広場及びコミュニティーセンター施設の整備に関する陳情

以上、陳情4件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第10 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第10、「委員長報告」を行ないます。

これより、金栗四三地域創造戦略特別委員会に付託し、調査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

金栗四三地域創造戦略特別委員会の調査事件であります

- 1、大河ドラマ館を活用した地域活性化に関すること。
- 2、金栗四三氏に係る地域振興及び集客・誘客施策に関すること。
- 3、金栗四三氏を起点とした各種事業に関すること。

以上の調査事項を議題といたします。

お手元に配付しております委員会調査報告書の朗読は、これを省略いたします。

委員長の報告を求めます。

金栗四三地域創造戦略特別委員長 多田隈啓二君。

〔金栗四三地域創造戦略特別委員長 多田隈啓二君 登壇〕

○金栗四三地域創造戦略特別委員長（多田隈啓二君） 金栗四三地域創造戦略特別委員会の委員長報告を行ないます。

本委員会は1、大河ドラマ館を活用した地域活性化に関すること。2、金栗四三氏に係る地域振興及び集客・誘客施策に関すること。3、金栗四三氏を起点とした各種事業に関すること。以上を調査項目とし、PR宣伝部会、観光部会、飲食・おもてなし部会、マラソン部会を設け、調査研究を行なってきました。

まず、前回の令和元年9月26日に行なった中間報告以降、5回にわたる特別委員会での主な検討項目とその内容、6回目の提言書提出について報告いたします。

まず、提言書については、令和元年12月23日に市長へ6回目の提案を行ないました。

その提案内容は、「玉名いだてんマラソン」を契機に、玉名市全体での盛り上がり

創出し、経済波及効果を高め、一過性とならないよう、1つ目に玉名市を満喫してもらうための応援とおもてなし。1、菊池川流域日本遺産を活用した、玉名市独自の応援。2、コース沿道での気軽な応援。3、子どものボランティア活動で盛り上げる。

2つ目に、住民に早目の交通規制の説明会の実施。

3つ目に、大会当日に「玉名いだてんマラソン」に出場されたランナーにアンケート調査を行なう。以上の項目を提案いたしました。

次に、委員会での主な検討項目は、なかなか増加しない「いだてん」ドラマ館の来館につなげる施策として、小学生の見学旅行の行程にドラマ館を導入、又は、金栗四三氏に関連することを小中学校の長期休暇の課題等にしてはどうか。子どもたちに金栗四三氏について、学ぶよい機会となるのではないかと。さらに、学校での講演会等も効果的と思うが。また、市外から来られた方々にドラマ館に立ち寄っていただけるよう、大俵まつりや産業祭のときは入館無料等の企画をしてはどうか。などの意見がありました。

また、令和2年2月23日に開催予定でありました県北初のフルマラソン大会「玉名いだてんマラソン」をワンチーム玉名市議会で、後押し、気運の盛り上がりにつなげるため、玉名いだてんマラソンのPRジャンパーを新調し、マラソン大会当日は、当委員会委員を中心にコースの26キロメートル地点の第2関門のエイドステーションで応援等を行なう予定でした。また、横島いちごマラソンと同日に開催することで昨年と比較し、10倍の予算執行となっていたため、運営状況を注視することが議員としての責務であるとの意見があり、駐車場の関係上、数人の委員によりスタート地点の状況を確認する予定でしたが、大会開催を目前に、新型コロナウイルスの感染拡大により、本市においても玉名市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、感染拡大防止の観点から大会中止が決定されました。いだてんに伴う地域振興キャンペーンの最後を飾るイベント開催は見送ることとなりました。しかし、大会は中止となったものの、コースを自主的に走る参加予定の市民ランナーがおられ、大河ドラマいだてんの視聴率は低かったが、「日本マラソンの父」と呼ばれる金栗四三氏の影響力は大きかったのではないかと意見がありました。また、金栗四三氏の住家のある小田地区、マラソンコースの横島、大浜地区などの地域住民、児童生徒、各種団体等の手づくりのおもてなしで盛り上げようと、市民ボランティアの自主的な計画がされていて、市民がワンチームになれる機会でもあったとの報告もありました。

また、大河ドラマを活用した経済波及効果を期待しましたが、玉名温泉を観光商品として売り出すことができず、なかなか結果につなげることができませんでした。観光地は提言してもすぐにできるものではなく、日ごろから行政、観光協会、議会がタイアップし、つくり上げていくものである。などの意見がありました。

今回、特別委員会で検証したことで、本市の地域振興における欠点を洗い出すという

成果が得られたととらえるべきであり、議会としても提言をするだけでなく、議会みずから立案していく必要がある。などの意見もありました。

平成30年6月26日に当委員会を設置以来、44回の委員会を開催し、その間、市長へ6回の提言書を提出し、2回の行政視察を行なっていました。

大河ドラマいだてんについては、令和元年12月をもって放送終了しており、ドラマ館についても、11万7,310名の来館者が訪れ、令和2年1月13日に無事に閉館しております。また、県北初のフルマラソン、玉名いだてんマラソンの開催はかないませんでした。本委員会に付託されております調査事項は調査終了と判断してよいとの意見がありました。今後は、引き続き議会一丸となり、いだてんを機に経済波及効果につなげる提案、立案を続けていかねばなりません。

そのようなことで、さまざまな視点から議論をしてきましたが、本委員会としての調査については、区切りとして、いったん調査終了することで意見の集約を図りました。

以上、審査を終了し、採決の結果、本委員会に付託されておりました調査事項については、全員一致をもって、調査終了すべきものと決しました。

最後に、来年度に仕切り直しとなりました玉名いだてんマラソンが、さらにすばらしい大会となって開催され、玉名市の地域振興につながっていきますことを切に祈念申し上げ、報告とさせていただきます。

大変お世話になりました。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、金栗四三地域創造戦略特別委員長の報告は終わりました。

日程第11 質疑・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第11、「質疑・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの金栗四三地域創造戦略特別委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

- 1、大河ドラマ館を活用した地域活性化に関すること。
- 2、金栗四三氏に係る地域振興及び集客・誘客施策に関すること。
- 3、金栗四三氏を起点とした各種事業に関すること。

以上の調査事件については、委員長の報告のとおり調査結果を決定し、調査終了とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、調査結果を決定し、調査終了とすることに決定いたしました。

これを持ちまして、調査事件については調査を終了いたします。

あわせて、ただいまをもって金栗四三地域創造戦略特別委員会は消滅となりましたので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 6時11分 休憩

午後 6時36分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第12 市長提出追加議案上程

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

日程第13 提案理由の説明

日程第14 議案の委員会付託

日程第15 委員長報告

日程第16 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第17 決議案上程

決議案第2号 玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について

日程第18 決議案審議

以上、日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第12 市長提出追加議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第12、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第 1 3 提案理由の説明

○議長（中尾嘉男君） 日程第 1 3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西山俊信君。

[総務部長 西山俊信君 登壇]

○総務部長（西山俊信君） 本日、追加提案いたしました議第 3 7 号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費及び国の補正予算に係る補助金の交付決定による財源の調整等により補正する必要が生じたため計上いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ 2, 2 5 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 4 8 億 8, 5 2 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入につきましては、1 5 款国庫支出金は 2, 5 7 2 万 5, 0 0 0 円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策として、放課後児童クラブの開所時間の延長に伴う運営費や私立保育園、認定こども園などの感染症対策に要する費用に対し国が全額を補助する子ども・子育て支援交付金の追加、国の補正予算に伴う小中学校の校内 LAN 整備等に対し補助される公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付決定に伴う減額などでございます。

2 0 款繰越金は 4 9 万 2, 0 0 0 円の追加で、今回の補正の財源調整でございます。

2 1 款諸収入は雑入で 7 3 5 万 6, 0 0 0 円の減額で、一般財団法人環境イノベーション情報機構より補助される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減によるものでございます。

2 2 款市債は 5, 5 1 0 万円の追加で、主なものは国の補正予算に係る小中学校の校内 LAN 整備等事業の国庫補助金の交付決定に伴う減額により、小学校施設整備事業債並びに中学校施設整備事業債の増額などを行なうものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連経費といたしまして、放課後児童健全育成事業ほか 4 件、総事業費 2, 2 5 1 万 1, 0 0 0 円を計上いたしております。主な内容といたしましては、3 款民生費で、放課後児童健全育成事業業務委託は小学校の臨時休校に伴い放課後児童クラブの開所時間を午前中から実施することに伴う運営費や感染症対策事業として空気清浄機や体温計などの購入費でございます。

また、一時預かり事業補助金(特例措置分)以下 3 件につきましては、感染症対策事業として空気清浄機などの購入に係るものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金利子補給金ほか3件に係る期間及び限度額を設定いたすものでございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農林漁業収入が減少し経営が悪化した農林漁業者並びに売上が減少した中小企業者に対する資金繰り支援のため、対象期間の金利負担を軽減するための利子補給でございます。

第3表地方債補正につきましては、社会福祉施設整備事業ほか2件の限度額を変更いたすものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第14 議案の委員会付託

○議長（中尾嘉男君） 日程第14、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第3表地方債補正）

建設経済委員会

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（第2表債務負担行為補正 追加（1）（2）（3）（4））

文教厚生委員会

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費、⑩教育費）

○議長（中尾嘉男君） 各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 6時44分 休憩

午後 8時55分 開議

○議長（中尾嘉男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 委員長報告

○議長（中尾嘉男君） 日程第15、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 総務委員会に追加付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ2,251万1,000円を追加し、総額を348億8,521万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金2,572万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策として小学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に係る経費、私立保育園及び認定子ども園、また、私立幼稚園の感染症対策に要する経費の補助追加。小中学校の校内ネットワーク整備に対する補助金の交付決定に伴う減によるものであります。

22款市債5,510万円の追加の主なものは、小学校及び中学校施設整備事業で、国の補正予算に対応した校内通信ネットワーク整備工事において、国の交付決定に伴う補助金の減を市債に振りかえるものであります、との説明がありました。

まず、委員から、債務負担行為における利子補給金の限度額は国が示したとおりなのか、玉名市独自で上乗せしたものなのか、との質疑があり、執行部から、新型コロナウ

ウイルス対策緊急支援資金については国の融資制度で、貸付限度1,000万円、新型コロナウイルス対策セーフティネット資金は、国の融資制度で600万円の貸付限度額、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金利子給付金については、玉名市独自利子補給で県の対象融資制度で、コロナウイルス関連の融資制度を利用された方に3年間利子補給するもので利子補給の対象となる融資額を8,000万円と設定している、との答弁でした。

次に、委員から、農林漁業緊急対策支援資金について、利子補給の20%は本市が負担するのか、との質疑があり、執行部から、貸し付けの限度額が1,000万円で利率が1.4%、利子補給割合が県50%、市が20%、金融機関が30%の負担となっている、との答弁でした。また、委員から、借り入れ期間に規定はあるのか、との質疑があり、執行部から、農林漁業緊急対策支援資金については償還期限が10年間、利子補給は5年間、保証料の助成が10年間、セーフティネット資金については償還期限が10年間、利子補給が3年間となっている。金融円滑化特別資金については融資期間が10年間、利子補給が3年間である、との答弁でした。

次に、委員から、小中学校のネットワーク整備に対する補助金は、本市の申請補助額とならないのか、全国で補助金の割り振りがあり仕方ないと思うが、との質疑があり、執行部から、小中学校の施設整備事業については、国が想定していたより申請が多く、国の財源が不足したため、当初の補助率2分の1から、学級数に応じた1学級当たりの単価での補助方式となり補助金額が減額された、との答弁でした。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症対策の交付金について、障がい児のデイサービス等の施設も対象となるのか、対象範囲について伺う、との質疑があり、執行部から、感染症対策の交付金の対象は放課後健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業が対象となっており、全額国からの交付金である、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に追加付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、大変遅くまで御苦労さまです。

建設経済委員会に追加付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

内容は、第2表債務負担行為補正で、新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金

利子補給金ほか3件の期間及び限度額を設定するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農林漁業収入が減少し経営が悪化した農林漁業者並びに売上が減少した中小企業者に対する資金繰り支援のため、対象期間の金利負担を軽減するための利子補給であります。

各資金の要件等について、執行部から説明がありました。

委員から、仮に、新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金の23億円の融資枠を超過する申し込みがあった場合は、どうなるのか、との質疑があり、執行部から、県での予算化にあわせて市も必要な利子補給額を予算化することになる、との答弁でありました。また、委員から、金融を取り扱っていない農協、漁協の場合、窓口はどこになるのか、との質疑があり、執行部から、農林中央金庫等の融資機関が窓口となる、との答弁でありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症対策金融円滑化特別資金の制度融資の利用の要件審査で、売上額の減少の確認はどのように行なうのか、との質疑があり、執行部から、売上高がわかる帳簿等の書類で確認する、との答弁でありました。

ほかに、委員から、利用の要件について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第37号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 文教厚生委員長 内田靖信君。

[文教厚生委員長 内田靖信君 登壇]

○文教厚生委員長（内田靖信君） 最後になりました。今期、文教厚生委員会に追加付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第37号令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ2,251万1,000円を追加し、総額を348億8,521万1,000円とするものであります。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連経費で、主な内容は、小学校の臨時休校により、放課後児童クラブを午前中から開所したことに伴う運営費、また、感染症対策事業として、空気清浄機や体温計、消毒液などの購入費であります。

まず、委員から、福祉センター費の財源組み替えについて、交付金が減額になった理由は、との質疑があり、執行部から、実績額が交付決定額を下回ったため、一般財源が増加し、財源を地方債に組み替えた、との答弁でした。

次に、委員から、保育所費の備品購入費について、消毒液とあるが、保育所等が購入した分を経費として予算計上しているのか。また、物品等が不足して買えなかったこと

はないのか、との質疑に、執行部から、保育所等が購入したもので、1月以降に購入したものが対象となるため、その時点では在庫があったものと思われる、との答弁でした。

次に、委員から、母子衛生費について、新型コロナウイルスの空気清浄器の有効性と、どの程度の空気清浄器を設置するのか、との質疑があり、執行部から、40畳対応の空気清浄器を1台購入している。有効性までは把握していないが、空気を清浄するという事で、多少の効果はあると考えている、との答弁でした。

次に、委員から、保育所等には空気清浄器、消毒液、体温計等が予算要求されているが、小中学校の体制はどうか、との質疑があり、執行部から、小学校を4月1日から再開することとしており、空気清浄器は現在のところ小学校の教室には配備していない。一部、風通しの悪い部屋、保健室などに配備されている。今後の学校再開に向けては、文部科学省から出されたガイドラインをベースに作成した玉名市のガイドラインを作成している、との答弁でした。

次に、委員から、小中学校には空気清浄器、消毒液、体温計等は配備できているのか、との質疑があり、執行部から、マスク、消毒液については、卒業式、入学式分については、準備をしているがその他は足りていない状況である。今後のことについては検討が必要である、との答弁でした。

次に、委員から、不足したものが間に合わないことも想定されるが、児童生徒の安全確保に対しての見解は、との質疑があり、執行部から、物資等の不足を早急に把握することとあわせて、手洗いを励行して対応したい、との答弁でした。その他、部活動の再開、緊急小口資金について質疑がなされました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（中尾嘉男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第16 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（中尾嘉男君） 日程第16、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第37号 令和元年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

以上、議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第37号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、議第37号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第17 決議案上程

○議長（中尾嘉男君） 日程第17、「決議案上程」を行ないます。

これより、決議案を上程いたします。

決議案第2号 玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について
以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第2号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

決議案第2号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第18 決議案審議

○議長（中尾嘉男君） 日程第18、「決議案審議」を行ないます。

改めて、決議案第2号 玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について

以上、決議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております、決議案第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

決議案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

決議案第2号について、議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

決議案第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

決議案第2号玉名市独自の新型コロナウイルス感染症対策等を求める決議について、採決いたします。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾嘉男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 長時間にわたりまして御審議賜りまして、大変ありがとうございました。この3月議会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

まず初めに、2月25日に開会いたしました今議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定されておりました一般質問の中止を余儀なくされ、議員各位におかれましては、決して満足のいくものではなかったのではないかというふうに

お察しいたします。しかしながら、一般質問の初日の予定でありました3月4日には有明保健所管内で、県内6人目の感染者が確認され、市といたしましては対策本部を中心に議会の御協力も得て、素早く冷静に対応することができたものと思っております。その後の検査で陽性と確認された御本人や職場など、関係のあった方々すべて陰性であったと報告され、ひとまず胸をなで下ろしている次第でございます。

また、本日、令和元年度一般会計補正予算については、議案の訂正をさせていただきましたことに対して、おわびを申し上げますとともに、訂正した上で可決をいただき、誠にありがとうございます。

そして今議会に提案させていただきました令和元年度の補正予算を初め、34の議案、そして本日追加で提案させていただいた1議案に対しまして、それぞれ慎重に御審議をいただき、また、議決承認を賜りましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

それぞれの各事業等に真剣な御議論をいただき、多くの御意見をいただいたわけですが、とりわけ岱明町公民館の基本・実施設計委託については、紆余曲折ございましたが、御理解を賜り心より御礼を申し上げたいと存じます。令和2年度一般会計予算に対する附帯決議案が議決されましたけれども、この議会の議決につきましては、重く受けとめ、真摯に向き合い、今後もこれまで御審議をいただいた議員各位の思いをしっかりと受けとめ、将来優位な事業となるよう、議会と協議を十分重ねながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

先日の熊本県知事選挙におきまして、現職の蒲島知事が再選され4期目となる蒲島県政がスタートいたしました。本市といたしましても、熊本県との連携をさらに強固なものとし、市政の運営にしっかりと当たっていきたいというふうに思っております。

また、新型コロナウイルスの感染状況については、今後も冷静に見ていかなければなりません。手洗い、うがい、マスクの着用など、市民の皆様にも感染防止対策の基本的な行動を徹底していただきながら、1日も早い終息を願うものであります。

そのような中、昨日、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が1年ほど延期されることが決定されました。令和2年度当初予算にオリンピック関連の予算も計上しておりましたが、今後の経過をしっかりと見極めながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

令和2年度になりましても、すべては市民の笑顔のためという大きな決意は揺らぐものではなく、誠心誠意、市民の皆様への期待に添えるよう、全力で取り組んでまいりますので、議員各位の一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

長時間にわたり御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。

○議長（中尾嘉男君） これにて本会議を閉じ、令和2年第2回玉名市議会定例会を閉会

いたします。

午後9時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 中 尾 嘉 男

玉名市議会議員 多田隈 啓 二

玉名市議会議員 松 本 憲 二